

地名 散歩

第11回 段差にまつわる地名

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

日本は非常に立体的な山国である。このため川の流れは大陸的な基準からすればどこも急流だ。それらの川は有史以前から、洪水のたびに山の土砂を削ってこれを海に向けて運ぶ作用を連綿と続けてきた。川の流れは上流ではV字の谷を削り込み、山から平地への出口では扇状地を作り、河口近くまで運ばれた粒子の小さな土砂は堆積して自然堤防や三角洲を形成していく。

これらはすべて重力に関わる作用であるが、時折り地殻の変動による地盤の上昇下降があり、土砂の堆積の結果に影響を及ぼすことも。それに加えて、およそ10万年単位で繰り返される地球レベルの気候の変動—氷河期と間氷期の交替がある。氷河期には両極の氷が厚くなるのに伴って海面は下がり、間氷期には上昇。海面がたとえば低下すれば川の流速は高まり、それまで堆積して出来上がった

平地も削られ、そこに崖が生じる。それが繰り返されてできた、流れに沿う何段かのテラス状の地形が河岸段丘だ。

この崖を昔の人はハケやママと呼んだ。ハケは大岡昇平の小説『武蔵野夫人』で一躍有名になったが、この作品は地形と無縁な生活を営むようになった現代人にとって、忘れ去った地形用語をひとつ思い出させてくれたことになる。ハケなどと呼ばれた最初はいつ頃だか定かではないが、漢字が伝来するより昔であることは確かだ。そこで人々はいろいろな字を当てることになる。

ハケでは、たとえば多摩川に沿った東京都内の旧小字の地名には羽ヶ下(羽村市)、ハヶ下(日野市)、ハケ下・^{はけどおり}峡通(国分寺市)、羽毛上・羽毛下(調布市)などいろいろな字が当てられた。ハケ地名は全国的にも小字レベルの地名では目立つが、大字レベルのものは新潟



典型的なガケの地名「ハケ」の一例、新潟県十日町市白羽毛。

1 : 25,000 地形図「大割野」平成 18 年更新



木曾川の旧河道が弧を描く崖を形成し、その上に羽場の地名。

1 : 25,000 地形図「犬山」平成 4 年修正

県十日町市の白羽毛^{しらほけ}や、群馬県前橋市の端氣^{はけ}町などあまり多くはないものの、熊本市北区には、古来ある地域の名所を示すのに用いる「八景」^{はけのみや}にかけた八景水谷という洒落た当て字の例も見られる。

また、現代の地名としては残っていないものの、東京都荒川区には「第五峡田^{はけた}小学校」など学校の名に残る峡田という地名があって、これは隅田川(旧荒川)沿いに江戸時代に存在した峡田領(現荒川・板橋・台東区などにまたがる)にちなむ。荒川に沿った赤塚や西台には大断崖と形容しても過言ではない段丘が特徴的で、峡田の地名はその地形にちなんだのではないだろうか。

段丘の呼称のもうひとつはママで、これには間々(愛知県小牧市)、万々(高知市)、真間(千葉県市川市)などの字が用いられ、市川市には京成電鉄に市川真間駅もある。こちらは万葉集にも「葛飾の真間の手児奈を…」と詠われるほど古いもので、やはり下総台地南端の崖が東西に伸びる地形だ。

大間々^{おおま}という地名は群馬県みどり市の渡良瀬川^{わたら}の西岸にあって、こちらは文字通りダイナミックな河岸段丘に面している。栃木県小山市の間々田^{ままだ}はその支流の思川が削ったママの上にある日光街道の宿場町だ(東北本線に間々田駅がある)。「田」の字が付いているけれど、これは田んぼを意味しているわけではなく、多くの場合、タは「○○のある所」で、これに田の字を当てたケースが多い。ハケとママのどちらが大規模であるか、また地質で使い分けられたのか。そのあたりは筆者の不勉強でわからない。地方によっても命名の基準

は違ったのかもしれない。

ハバというのも同じく段差の地名で、多くは羽場の字が当てられ、巾や幅の字も散見する。羽場は群馬県みなかみ町、金沢市、盛岡市などにあり、小字を含めるとその多くが東北地方から長野県までのエリアに集まっている。岩手県矢巾町(東北本線の駅名は矢幅)は江戸期には矢羽場村と表記され、『角川日本地名大辞典』では「前九年の役で鎮守府將軍源頼義^{よし}が安倍貞任^{さだとう}を征する時、矢を作るために羽を集めた地であることによる」という伝承を紹介しているが、たまたま当てられた漢字に付会して「物語」が創造される実例であろう。名古屋市には幅下^{はばした}という町が名古屋城のある名古屋台地の西側の、まさに崖下に広がっている。

もうひとつ、珍しい地名として埼玉県八潮市^{やしお}の垢^{がけ}がある。この字は日本中でここにしか使われていない非常に珍しいものだ。ガケとはいっても中川とその支流の垢川に沿う低地が広がっているエリアであることから、「小さな土の段差」程度のものである。これを表現するのに土へんに行という国字をわざわざ作ってしまったわけだが、「行」の字には「道」や「並び」の意味もあるというから、これが最もぴったりの字だったのだろう。

字のない時代から口述されてきた地名。これらを文書に記す時にどんな漢字を当てるかは大いなる課題だったに違いない。表意文字と表音文字、融通無碍に使い途が選べる漢字であるが、そのどちらを採るか迷ったかつての日本人の思いが、全国の地名には滲み出ている。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員



表紙写真
「しぶき氷」

第27回写真コンクール金賞
山田 秀春●青森会

地名散歩 今尾 恵介

03 FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告
第3回 民間事業者(株式会社パスコ)の東日本大震災への対応について
株式会社パスコ 衛星事業部 技術一部 応用技術一課 課長 吉川 和男

09 境界確定委員会創設案を忘れてはなりません

将来勝ち残るための一着眼
日本土地家屋調査士会連合会顧問 西本 孔昭

13 聖和学園高等学校 測量体験授業

宮城県土地家屋調査士会

15 SPACシンポジウム2012

実用準天頂衛星システムの利用と利用促進の取組みについて

17 「GPS / GNSSシンポジウム2012」報告

日本土地家屋調査士会連合会副会長 岡田 潤一郎

18 あいち境界シンポジウム2012

土地家屋調査士の現状と明日への挑戦
— 「官」業の業務拡大と「民」業の業務拡大—

20 日本土地法学会2012年大会

25 我が会の会員自慢 VOL.13

山口会/愛媛会

28 会長レポート

30 会務日誌

32 ネットワーク50

佐賀会

34 予告

地籍問題研究会第6回定例研究会及び平成25年度通常総会

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

36 国民年金基金から

39 ちょうさし俳壇

40 【平成25年度】

測量機器総合保険(動産総合保険)の中途加入のご案内

46 土地家屋調査士新人研修開催公告

東北ブロック

46 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書発行等に係る手続について

FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第3回 民間事業者(株式会社パスコ)の東日本大震災への対応について

株式会社パスコ 衛星事業部 技術一部 応用技術一課 課長 吉川 和男

写真測量及びリモートセンシング分野の各機関は、2011年3月11日の発災直後よりその総力を挙げ、空中写真・衛星画像・標高データなど多様なデータを迅速に取得・可視化又解析し、関係機関に提供してきた。本報では民間事業者のCSR(corporate social responsibility)の一事例として、株式会社パスコの取組みについて報告する。

1. はじめに

株式会社パスコは、1953年10月にパシフィック航空測量株式会社として創業、航空機を中心に、衛星・車両・船舶等の各種プラットフォームから様々なセンサによる計測を実施すると共に、これら情報を解析することにより地理空間情報を基軸としたサービスを展開している。東京都目黒区の本社を中心に、日本全国に55の事業所を配置、海外についてはベルギー・フィンランド・米国・ブラジル・インドネシア・タイ・フィリピン・中国の8か国に拠点を有している。2012年3月末時点の連結売上高は503億円、従業員数は2,505人(連結)である。

近年は衛星事業に注力している。2005年に衛星事業部を発足、2007年12月からはドイツの高分解能合成開口レーダー(SAR)衛星「TerraSAR-X」の運用を開始、2011年4月からは我が国の地球観測衛星「ALOS:だいち」のミッション運用を開始、また沖縄及び北海道に衛星受信局を有する等、「宇宙から世界の災害モニタリング」に取り組んでいる。パスコの災害モニタリングのコンセプトを図1に、主な災害モニタリング事例を表1に示す。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、北海道から東北・関東の広域にわたり、未曾有の被害をもたらした。パスコは、宇宙・空・地上、海上から、人工衛星・航空機・地上計測車・船舶等による各種計測を行い、これらデータを組合せ、被災範囲の把握及び継続的なモニタリングを実施してきた。

本報では、東日本大震災におけるパスコの取組みにおいて、最も重要な役割を果たしたセンサの一つである高分解能合成開口レーダー(SAR)衛星TerraSAR-Xによる事例を中心に、その活動結果を時系列に報告する。

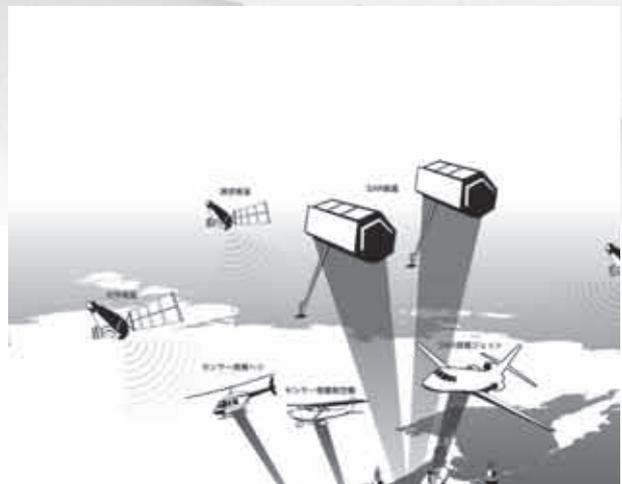


図1 パスコの災害モニタリングのコンセプト

表1 主要な国内外のモニタリング事例

2008	May	四川大地震
	Jun	岩手・宮城内陸地震
	Aug	岡崎豪雨
2009	Aug	コシ川氾濫(ネパール)
	May	ブラジル北部洪水
2010	May	サイクロン・アイラ(バングラデシュ)
	Jan	ハイチ地震
2011	Mar	エイヤフィヤトラ氷河火山噴火(アイスランド)
	Jan	新燃岳噴火
	Feb	クライストチャーチ地震(ニュージーランド)
	Mar	東日本大震災
2012	Sep	台風12号豪雨災害(紀伊半島)
	Oct	タイ洪水
	Mar	桜島噴火
Jul	九州北部豪雨	

2. 各種プラットフォームによるデータ計測

東日本大震災による被害の特徴の一つとして、その広域性が挙げられる。パスコでは、発災直後は衛星・航空機を中心に広域の被災状況把握を実施し、その後は、ヘリコプター・地上計測車・船舶等も加え、より詳細な計測を実施した。表2に各種プラットフォームによる計測状況、図2及びに表3にTerraSAR-Xによる主な撮影状況を示す。

航空機については、联合会報12月号No.671の国土地理院永山部長からも報告があった日本測量調査技術協会の協定に基づく撮影を震災翌日の12日から実施した。TerraSAR-Xによる撮影は13日より開始した。TerraSAR-Xは、文字通りXバンドのマイクロ波(波長3.1 cm)を使用したSAR衛星であり、その特徴として昼夜問わず、雲を透過して地表を観測することが可能である。通常は衛星進行方向に対し、右側を向いた撮影のみ利用可能であるが、本災害においてはドイツと協力し、左側を向いた撮影を併用し、通常以上の撮影能力を実現した。震災後約1か月間は、その広域性・周期性を活かし、概ね1～2日間隔で撮影を実施し、その撮影面積は延べ13.8万km²、シーン数は約90シーンに及んだ。



図2 震災後のTerraSAR-Xの撮像状況

表2 各種プラットフォームによる計測状況

観測手法	データ計測状況
SAR画像 (TerraSAR-X) 	3/13～ 北海道～神奈川県
光学衛星 (EROS-B) 	3/14～ 福島第一原子力発電所
垂直空中写真 (航空機) 	3/12～ (災害協定に基づく撮影) 3/25～ (自社撮影)
斜め空中写真 (ヘリ) 	3/29～ 青森県～東京都
地上レーザ計測, 画像取得 (車両) 	4/5～ 岩手県～宮城県
海底レーザ計測 (船舶) 	3/17～ 八戸港 (委託業務)

表3 TerraSAR-Xの主な撮像状況

撮像日	撮像地区	軌道	照射方向	入射角 (°)
3月13日	北海道～神奈川県	Descending	Right	31-44
3月14日	北海道～千葉県	Ascending	Right	45-55
3月15日	青森県～福島県	Ascending	Right	17-31
3月16日	秋田県～福島県	Ascending	Left	22-28
3月17日	岩手県～茨城県	Descending	Left	22-28
3月17日	北海道～岩手県	Ascending	Left	43-46
3月18日	岩手県～千葉県	Descending	Right	19-24
3月20日	青森県	Ascending	Right	41-44
3月22日	岩手県～宮城県	Descending	Left	37-43
3月24日	宮城県～福島県	Descending	Right	35-44
3月26日	宮城県	Ascending	Right	17-21
3月29日	宮城県	Descending	Right	19-24
3月31日	岩手県～福島県	Ascending	Right	33-44
4月4日	宮城県	Descending	Right	35-39

StripMap モード：シーンサイズ：30km×50km～、
地上分解能：3m、偏波：HH

3. 初動対応：発災より72時間

東日本大震災が発生した3月11日14時46分、本社及び衛星事業部の位置する東京都目黒区においても震度5弱(気象庁発表)の強い揺れを記録し、一時的にはあるが避難を余儀なくされた(衛星事業部は2012年10月に東京都中野区に移転)。

震災による一時的な混乱が収まった15時過ぎより、衛星等の撮影計画立案を開始した。震災の発生した11日当日は、衛星のみならず航空機による撮影を計画する他、津波の被害想定を目的にSRTM-3(Shuttle Radar Topography Mission：スペースシャトル地形データ 3秒メッシュ(約90m))を用いた低地の抽出図、福島第一原発の避難指示範囲図等の主題図を作成すると共に、自社ホームページにアップする等の活動を実施した。

TerraSAR-Xによる撮影は、3月13日より開始、撮影後数時間以内に宮城沿岸の震災前後の比較画像・浸水想定図を作成、関係機関に配布、またホームページに掲載する等の活動を実施し、翌日には岩手・宮城沿岸の海上の浮遊物の判読結果等を公開した。

初動対応(発災より72時間)の活動状況を図3に示す。災害発生より72時間が経過するとその生存率が著しく低下するとされており、72時間は災害救助のひとつの目安となる。

4. 衛星群データによる延長500kmに及ぶ浸水区域判読図の作製：発災後1週間以内

東日本大震災により発生した大津波は、青森県から千葉県沿岸の6県62市町村において、計561km²、山手線内側の面積の約9倍の広大な範囲を浸水させた。

発災後、速やかに広域の被災状況を把握するために、TerraSAR-Xをはじめとする各種衛星群(WorldView-1、2・ALOS/AVNIR-2・SPOT-5・RapidEye)の光学画像・SAR画像を用い、青森県から茨城県までの広域を対象とした浸水区域判読図を作製した。衛星群データによる浸水区域判読図は、パスコの全国の専門技術者、のべ50名を動員し、発災1週間後の3月18日に公表した。図4に浸水区域判読図の作製に用いた衛星群データおよび作製フローを示す。

5. 仙台平野の湛水範囲モニタリング：

発災後1か月以内

東日本大震災により発生した大津波は、宮城県の松島湾から福島県南相馬市の平野部では内陸側に最大で約6kmの範囲にまで到達しており、広範囲で湛水が継続する状況にあった。

津波による湛水量は、3月13日時点で1億1,200

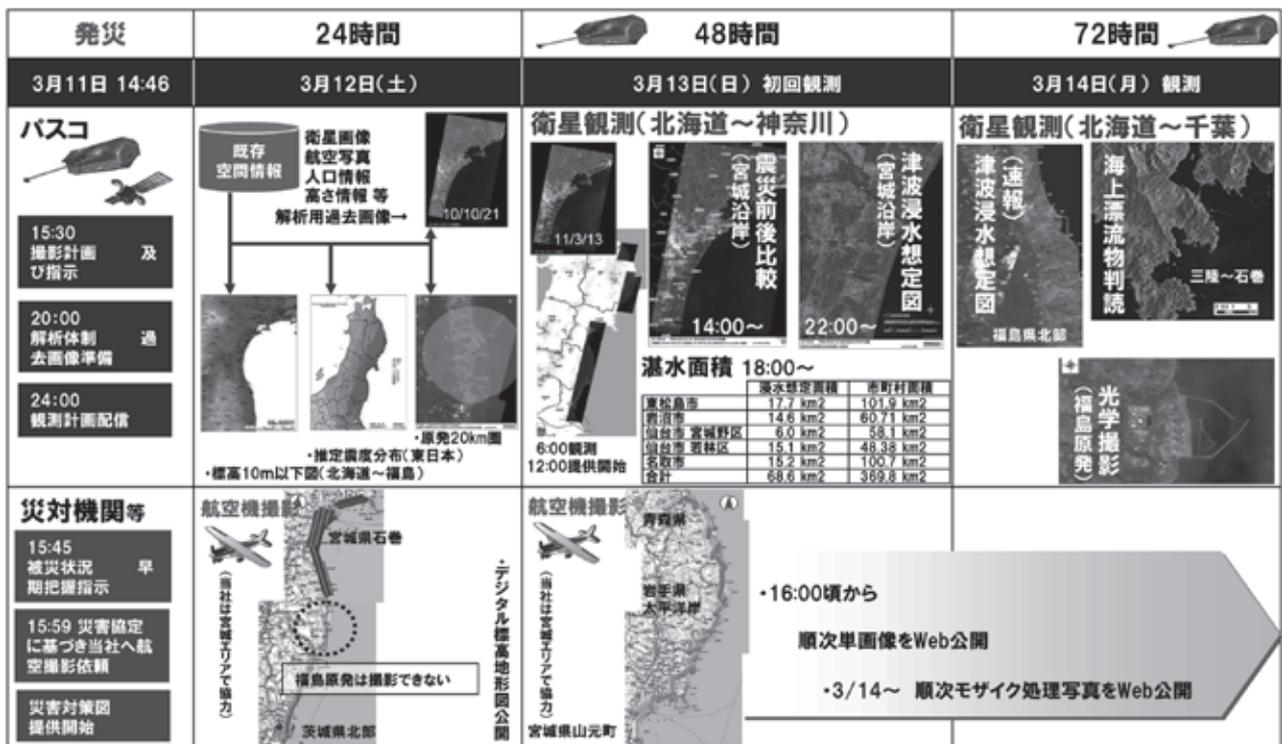


図3 初動対応：発災72時間以内

■ 浸水区域判読に用いた衛星画像

(青森県～茨城県 3月12日～3月18日)

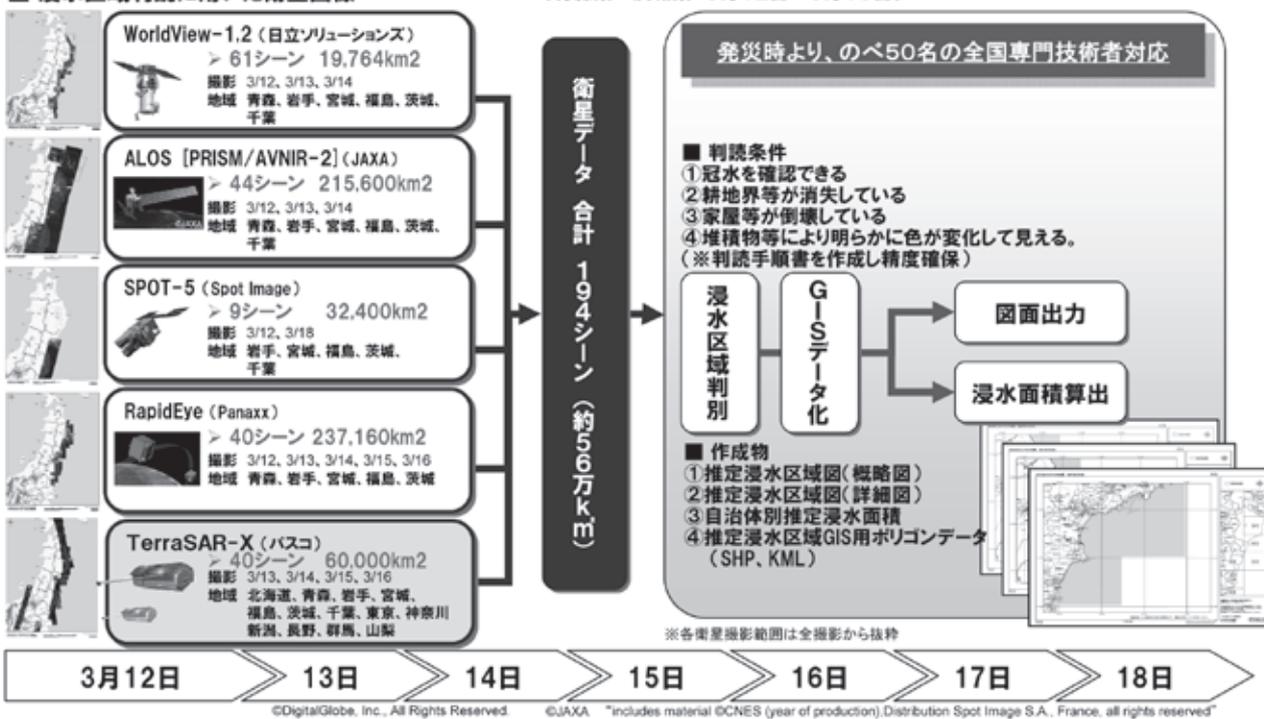


図4 各種衛星データによる浸水区域判読図の作製 総延長500km

万tと推定されており、その排水が大きな問題となった。パスコでは、特に湛水の著しい宮城県東松島市～仙台市～亶理郡山元町の湛水域モニタリングに注力した。発災から約1か月間にわたり、国土交

通省等の各種機関に継続的に情報提供を続けた。図5に一例として2011年3月13日・24日・4月4日の3時期の推定湛水区域比較図を示す。

TerraSAR-Xの撮影成果から、津波による推定湛水区域の自動抽出し、時系列変化を把握 (3月13日から4月4日まで10回の撮影を実施)

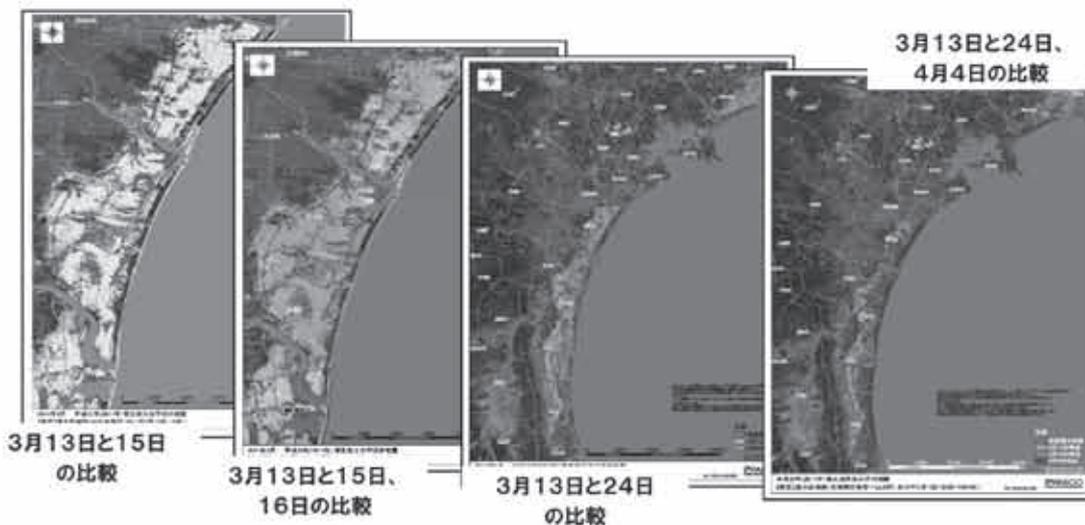


図5 TerraSAR-Xによる仙台平野の湛水モニタリング

6. 高分解能パノラマ斜め写真による被災状況の把握：発災後1か月以内

発災後時間が経過すると、広域の概略情報のみでなく、例えば建物1棟オーダー等のより詳細な情報の提供が求められた。情報取得の一例としてパスコの開発したハンディタイプの緊急ヘリ撮影システムによる撮影結果について報告する。災害時にはヘリコプターを利用した被災状況の調査が実施されるが、これまでは写真やビデオによる撮影を実施しても被写体の位置の把握に時間と手間がかかるという課題があった。パスコは、撮影時に撮影位置のほか、被写体の位置と撮影方向を取得可能な緊急ヘリ撮影システムを用い、3月末より岩手県、宮城県の津波浸水区域を中心に情報を収集し、公的機関に提供した。情報提供に際しては、単写真を合成、パノラマ写真化を実施した。図6にヘリ撮システムにより作成したパノラマ写真の一例を示す。斜め撮影であることから、垂直写真では把握が困難な津波による建物側面の被災状況の把握も可能となる。

7. 成果と課題

東日本大震災における一連の対応における成果と課題等を列記する。

■衛星観測について

- ・災害後の2日間、被災地は好天に恵まれ、我が国の衛星「ALOS：だいち」をはじめとする光学衛星により広範の撮影が実施された。
- ・早期に被害の広がりを中心を把握する手法として衛星による広域観測が極めて有効であった。
- ・継続的なモニタリングには、昼夜問わず、雲を透過して地表を観測することが可能なSAR衛星が有効であった。
- ・多くの衛星画像(光学、SAR)が、衛星ベンダーから無償で提供された。
- ・災害直後の画像と災害前のアーカイブ画像との比較により、被災状況の迅速な把握が可能となった。また、災害前の地形図や土地利用等の地理空間情報も参照データとして有効であった。
- ・災害前のアーカイブ画像や地理空間情報を事前に整理しておくことが不可欠であった。



図6 ヘリ撮システムによるパノラマ写真(宮城県女川町)

- ・津波浸水区域図の作製は、マニュアル作業の部分も多く、自動化処理の更なる高度化が課題となった。

■航空機観測について

- ・国土地理院の測量用航空機「くにかぜⅢ」が法定点検中であったが、日本測量調査技術協会の協定により、民間測量会社7社による分担により効率的な撮影が実施できた。
- ・堤防決壊や建物倒壊の判読は、単写真では判読が困難な場合もあり、ステレオ視が有効であった。
- ・ガレキの判読等の復興調査には20 cm分解能程度が必要であった。40 cmで不十分であった。
- ・ヘリによる高分解能斜め撮影のパノラマ画像は、垂直写真では把握が困難な津波による建物側面の被災状況の把握も可能であった。

■地上観測について

- ・災害後の走行画像と災害前のアーカイブ画像の比較が詳細な被災状況の把握に有効であった。
- ・災害前のアーカイブ画像や地理空間情報を事前に整理しておくことが不可欠であった。

■その他全般について

- ・即時性また精度向上の観点からもマルチプラットフォーム(衛星、航空機、ヘリ、地上計測車等)、マルチセンサ(光学・SAR等)による観測をし、組み合わせることが重要である。
- ・被災状況の把握には災害前のアーカイブ画像、地理空間情報を整理しておくことが不可欠である。
- ・観測データの速やかな伝送、可視化、解析、配信を実施することが重要である。
- ・あらかじめ災害協定等に基づく即時情報収集体制整備しておくことが重要である。

8. おわりに

2004年12月26日に発生したスマトラ島沖地震(M9.3)においても大津波が発生し、甚大な被害が発生した。当時も複数の衛星が運用されていたが、衛星による高頻度の撮影や湛水域モニタリングが実施されることはなかった。

本震災時には、数多くの衛星が運用されており、これら衛星による高頻度のデータ取得が実施され、撮影から数時間で公表される準リアルタイムの湛水域のモニタリングが実現した。

迅速かつ精度良く被災情報を把握するためには、災害前のアーカイブ画像が必要不可欠であり、地理空間情報とあわせ、アーカイブデータを蓄積、更新していくことが重要となる。また、衛星のリソースは限られていることから、発災後に速やかに情報を収集し、効果的・効率的な撮影計画を立案することが重要となる。さらに、これらの衛星から抽出された情報は行政機関等のユーザに伝達され、利用されることで初めてその価値が生まれるものである。そのため、ユーザにとって理解しやすく、適切なタイミングで情報を提供・配信することが求められる。それらを実現するために被害情報を提供・配信する情報システムを構築していくことも今後の課題と考える。

最後に今回の震災に際し、震災直後の衛星画像データを無償提供いただいた独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)、日立ソリューションズ社、東京スポットイメージ社、パナックス社にこの場を借りてお礼申し上げます。

[参考文献]

- 株式会社パスコ(2011): 災害撮影[事業活動と社会貢献]平成23年(2011年)東日本大震災に関する情報 http://www.pasco.co.jp/disaster_info/110311/ (2012年12月4日閲覧)
- 国土地理院(2011): 津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報) <http://www.gsi.go.jp/common/000059939.pdf> (2012年12月4日閲覧)
- 東北地方整備局(2011): 緊急情報/防災情報 平成23年4月17日9:30 http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/kisya/saigai/images/34655_1.pdf (2012年12月4日閲覧)
- 飛田幹男, 今給黎哲郎, 水藤尚, 加藤敏, 林文, 村上亮(2006): 衛星SAR画像分析による2004・2005年スマトラ沖地震に伴う隆起沈降域の把握, 国土地理院時報, 109, 21-31
- 日経コンストラクション(2011): 東日本巨大地震, 日経コンストラクション 2011年3月28日号, 17
- 日本写真測量学会(2012): 東日本大震災への写真測量分野の活動記録 <http://www.jsprs.jp/action.html> (2012年12月4日閲覧)
- 吉川和男, 柴山卓史, 三五大輔, 岡島裕樹(2011): 高分解能XバンドSAR衛星による東日本大震災大津波の湛水域モニタリング, 写真測量とリモートセンシングVOL.50, No.4, 227-235

境界確定委員会創設案を忘れてはなりません

将来勝ち残るための一着眼

日本土地家屋調査士会連合会顧問 西本 孔昭

平成10年度、11年度に法務省民事局は民事法務協会に対して裁判に依らない、裁判外境界紛争解決制度を研究するよう諮問しました。その答申には、特筆すべき検討内容が明記され、今も輝きを失っていません。いやむしろ、筆界特定制度で初期の制度設計に沿った活躍をみせる局もある反面で、筆界特定に窮しているかともみられる地方もあり、その初志ともいうべき確定委員会案を再考願いたいと、会員にも(特定するための調査委員や測量実施員ばかりでなく)強くお願いしたい。

土地家屋調査士会型ADRの活路見出だしともなり得ます。このあたりの知識もなく、「特認研修を受けたら仕事がある」と早合点した方々にも、何を目指して、どんな努力をし、どんな素養・能力を積むべきか理解できるものと思料されます。

平成10年度、11年度に調査・研究・検討された結果のうち、誰もが知ることのできた答申(中間答申)をできる限り原文で見直してみましょう。

第1 はじめに

1 民事法務協会は、法務省民事局から、裁判外境界紛争解決制度に関する調査・研究の委託を受け、平成10年度は、現行の境界特定訴訟の問題点及び新制度を立ち上げるための問題点等についての調査・研究を行い、その成果を「平成10年度 裁判外境界紛争解決制度に関する調査・研究(中間報告書)」として取りまとめた。

同報告書では、境界紛争を解決するための新たな制度の大きな柱として、(1)各法務局・地方法務局ごとに境界問題の専門家により構成される委員会を設置し、法務局長又は地方法務局長は、同委員会が審理を行った上で答申した意見に基づき、境界を確定する処分を行うものとする、(2)登記官は、同処分の内容に沿った所要の登記手続を行うこと、(3)同処分に行政処分性を認め、処分に不服がある当事者は行政訴訟を提起して当該処分を争うことができるものとするが提示された。

2 省略

3 〃

第2 新制度の枠組み

1 新制度の対象

新制度において取り扱う対象は、公法上の境界(筆界)とし、所有権界は含まないものとする。

(注) 新制度において取り扱う対象は「公法上の境界(筆界)」としたことから、本報告書においては、以下、単に「境界」と記載する場合も、それは「公法上の境界(筆界)」を指すものとする。

(補足説明)

中略

そもそも、新制度は、①登記官には、土地の分筆・合筆に当たって境界の位置を決定する権限が認められていると解されること、②登記所には、地図、地図に準ずる図面(いわゆる「公図」等)及び地積測量図等、筆界を確定する上で有益な資料が豊富に備え付けられていることなどに着目し、法務局長又は地方法務局長(以下「法務局長等」という。)の下に境界紛争を解決する委員会を設けようとするものであるから、新制度において取り扱う対象は、登記事務と密接に関連する公法上の境界とすべきである。

なお、境界に関する紛争は、できる限り一括して解決を図ることが利用者である国民にとって望ましいので、新制度と所有権確認訴訟との適切な連携を図る(注1)ほか、委員会における審理の場を利用して双方の当事者又はその代理人が所有権界についての和解に向けて話し合いを行う機会を設けるなどの運用上の工夫が図られるべきである。

(注1) 並行して民事訴訟による審理が行われている場合でも、裁判長による期日指定(民事訴訟法第93条第1項)の弾力的な運用により、新制度による審理・処分の結果を訴訟に反映させることができるものと考えられる(後記第2の18(2)参照)。

2 新制度における事件処理の種類

新制度における事件処理は、裁定(以下「境界確定処分」という。)だけに限るものとし、和解、調停及び仲裁は行わないものとする。

(補足説明) 筆界の公的性格にかんがみると、私人間の合意により筆界を処分することはできない

ことから、新制度においては、当事者の合意を基礎とする和解、調停及び仲裁をすることはできないものとするべきである

後略

2-2 所有権界についての和解の可否

新制度は公法上の境界を対象とするものである(前記第2の1参照)から、委員会が所有権界に関する和解の成立に直接関与し、和解調書を作成することなどはできないものとする。

3 境界確定処分の対象

境界確定処分の対象は、境界「線」ではなく、(境界の位置を特定するための複数の)境界「点」及びそれらの結線情報とするものとする。

(補足説明)境界確定処分の対象となる境界を、現行の境界確定訴訟におけるのと同様に境界「線」ととらえるか、それとも、境界「点」ととらえるかが問題となるが、今後、地図のコンピュータ化の作業の進捗に伴い、境界は、公共座標点からの座標値という数値によって表される複数の点を結ぶものとして把握されることになると考えられることから、境界の位置を特定するための複数の境界「点」及びそれらの結線情報を境界確定処分の対象としてとらえるべきである。

以下略

4 境界確定処分の性質

省略

5 境界確定処分の効力

省略

6 境界確定処分と登記事務との連携

法務局長等が境界確定処分をするとともに登記官に対して命令を出すことにより、登記官は、境界確定処分の内容に沿って地図訂正、地積の更生などの処理をするものとする。

後略

6-2 処分の成果の公示方法

境界確定処分の内容については、登記簿及び地図等に記載するほか、地積測量図のような境界点ごとの座標値を記載した図面を作成し、登記所に備え付けるものとする。

後略

7 当事者に対する境界標設置の義務付け

境界確定処分を受けた当事者に対しては、当該境界確定処分によって確定した境界の位置を現地において明確化するため、境界標の設置を義務付けるものとする。

ただし、その違反に対する制裁は設けないものとする。

8 申立却下の可否

省略

9 申立棄却の可否

省略

10 11 12 13 14 15 省略

16 不服申立訴訟の出訴権者の範囲

省略

17 確定した境界確定処分に対する不服申立て

省略

18 他の制度との関係

(1) 境界確定訴訟の制度は、廃止するものとする。

(補足説明)省略

(2) 所有権確認訴訟の制度は、併存させるものとする。

(補足説明)省略

(3) 国有財産境界確定協議の手続(国有財産法第31条の3から第31条の5まで)については、その必要性を検討するものとする。

(補足説明)省略

第3 組織

1 行政庁

法務局長等を、境界確定処分を行う行政庁とするものとする。

2 委員会の設置

行政庁である法務局長等に対して答申をする委員会として、「境界確定委員会(仮称)」を法務局又は地方法務局ごとに設置するものとする。

ただし、利用者の利便を図るため、法務局又は地方法務局の支局・出張所にも委員会を設置するかどうかについては、なお検討するものとする。

(補足説明)省略

3 法務局長等と委員会との関係

省略

4 委員会の構成

原則として、3人の合議体とするものとする。

委員会は固定的なものではなく、多数の委員候補者を用意しておき、事件ごとにその中から委員を指名して委員会を構成する(調停委員会方式)ものとする。

委員が当事者又は事件について特別な関係を有する場合の除斥又は忌避(民事訴訟法第23条、第24条参照)の手続を設けるものとする。

(補足説明)委員のメンバーとしては、土地家屋調査士、弁護士、法務局職員(現職又はOB)又は地籍調査を担当した経験のある市町村職員(現職又はOB)が考えられる。

- 5 委員会の事務局及び調査官
省略

第4 審理手続

- 1～8-2 省略

9 審理期間の制限

新制度の目的である迅速な審理の実現のために、審理期間の制限を設けるものとする。ただし、公職選挙法第213条(いわゆる百日裁判規定)のような訓示的意味を持つ規定を設けるにとどめるものとする。

- 10～13 省略

第5 省略

筆界鑑定から初めて、当初自己流の土地家屋調査士会型ADRを提唱したのも、実践したのも私が最初ですから、上手いかなければ西本のせいだというのは一次的には間違いありません。しかし民事局が長い年月掛けて真剣に検討した経緯も知らず、かなりの圧力に折れないで、トーンダウンしながらも法改正し、今輝くこともできる施行通達や依命通知を確保したことも分からず、筆界特定やADRに不満だけ訴えるのは、酷い片手落ちなのであって、いずれは「集団和解の受け皿、あるいは裁定機関」的組

織への展望を考えていた、何人かの夢も苦勞も知るべきである。もし、地籍調査事業に限定してでも発足したら、ガラッと仕組みが変わりましょう。

平成10年11月18日、裁判外紛争解決制度として、あの枇杷田泰助先生が講演されて、民事法務協会が内外の学者諸氏を集結した研究委員会に、勢いと弾みをつけられた。日本土地家屋調査士会連合会では昭和61年に大西弁護士が講演されたのを聞いた愛知の成澤会長が、おっちょこちょいの西本を唆して、筆界鑑定から一歩進めた活動に走り始めていました。そしてイエロー本的に言ってしまうと、地籍調査のネックである「処分行為に近い」調査の目撃者として、しかもその部分が地権者にとって一番役に立っていることを知った者は、その調査区域に限った「境界確定委員会」で(裁定・和解でも)できる、登記官と土地家屋調査士と弁護士からなる法制化すべき時が来ているのではありませんか。

何か決まったら、その目指すところの、70点か80点で満足している者に将来は…。次を目指す一ステップだと考えたい。私は前から、ツールと目標を混同するなども言ってきました。

若い会員や、若い会員を子に持つ会員は一層奮起願いたい。

年配の会員には、登記の一元化に苦勞したことや、戦後の400万戸を越す住宅不足を解消し、経済発展にも寄与したのに、今700万戸を越す空き家問題に悩む自治体に無力な土地家屋調査士会でよいのか、知恵を貸す最後のチャンスだと奮起願えませんか。

司法制度改革においてやっと認識された「隣接法律専門職」の意義 問われる相応しい努力

- 1 平成10年度、11年度に法務省民事局から民事法務協会に諮問された研究報告の答申「新たな境界紛争解決手続」。
- 2 法案を前に登記所で実行するには障害が多い、として筆界特定制度にトーンダウン。
- 3 同国会で、代替的に土地家屋調査士会で既に「弁護士協働型調査士会ADR」が運用されている。(衆議院法務委員会でも参議院法務委員会でも発案者西本が)参考人陳述。
- 4 筆界の概念に信念が持てるか否か。
- 5 先立つ昭和62年、63年頃から愛知会では私が筆界鑑定委員会を推進し始めました。(白眼視さ

れ、反対もありました。)鑑定講座を受講されましたか。

- 6 筆界特定制度は、表題部の登記の真実性担保のための切り札ですが処分性を廃しており、制約も多いのですが、ADRには用意されていない特典があります。

施行通達・依命通知を良く理解しているか否か。特定位置の説明を誰がするか。

職権で登記ができる可能性を明記している。

調査委員と測量実施員を分けて考える意義

測量報酬についてまで言及したか否か。

専門家として自信が持てましたか。

様々な事象の細部にこだわる前に先ず

その目的・発端・総論を正しく把握し理解しましょう。

立法事実なる用語

法律案が可決される条件的「附帯決議」(近年の裁判において、附帯決議にこう表記されている…とうたわれた例も)

報酬額のあり方 CPD 協議会 一括譲与 地方主権 etc

参考資料として連合会報2012.7月号No.666、P18から27まで

土地家屋調査士制度制定60周年記念誌P225からP229までをご覧ください。

最後には、時効で「とられてしまう」ことは承知していても、「自分の主張は間違っていなかった」ことが明らかになればいい。という考え方の人も多いですよ。なのに、面積割だとかいって、妥協案の如き筆界を長い月日をかけて特定されますと誰もが救われない。裁判への道も遠のくことにも…。

紛争解決や、紛争処理に名乗りを上げたのは、紛争予防にも一役買う土地家屋調査士の存在をアピールすることで、他の資格士業との大きな差を示したいからです。私は土地法学会中部支部大会で1993年にその発表をしました。多くの方の力を得て、より良い形に実を結ぶまでに10年以上掛かりました。

50年近くも調査士として生きた爺の願いの一言

不動産に関わる社会現象の解決・改良には、地域の人達にも行政にも頼られる団体にならねば！！

激しい戦火に焼かれ、終戦直後には住宅不足は400万戸とも500万戸ともいわれていましたが、今日何故、757万戸もの空家に悩むのでしょうか。

私自身も家を焼夷弾に焼かれて、母の実家であった長野県へ疎開しました。2歳3歳では怖さしか記憶にありませんが、名古屋に帰って小学校へ入学する時に、校舎も燃えて不足していましたから、高学

年の児童は2部授業でした。

数次の不況を超えて、開発と建設ラッシュは続きました。その背景に

人口の増加と一家に1戸の普及

核家族での生活・個人の尊重

一世帯1戸

産業の振興と人手不足 (単身赴任・社宅の充実)

一世帯複数戸

生活の安定に続く多様化 (複数の子供の下宿など)

一世帯複数戸

そして次の社会的現象は

出生率の低下と人口の減少

長寿社会と介護のあり様

中古住宅を敬遠

結果的に757万戸もの空家を生じています。賃貸にも解体売却にも躊躇する理由は何なのでしょう。

賃貸に踏み切れない理由

一度賃貸契約すると、自家用にしたい時が来ても立ち退きに苦労しそう。

貸借人の求める内装・設備のための費用が掛かる。

建て替えや増築ができない理由

車路の確保・内装・設備の予算と地域的に配慮すべき問題がある。

接道義務(狭隘道路)・建蔽率の変化等による、不適合物件としての評価

解体(及び売却)に進めない理由

いずれ誰かが居住するかもしれない。

相続人が確定しない。

解体・整地費用負担者が確定しない。

取り壊して更地にすると土地の固定資産税が高くなる。

境界確定制度が提案できれば(現状で地籍調査事業に筆界特定制度を組み込む期間的余裕もないようですが)、効用も変わりますし、密かに処分的調査も、合法的に胸を張って裁定する権能が考えられません。省庁横断とか、官民連携の真の効果が得られるのではないのでしょうか。覚悟ばかりか、勿論凄いエネルギーも、我慢も犠牲も要するでしょうし、説明しきれないとイエロー本です。

「法改正が必要ではないか」とか「特別法が必要で」とかおっしゃいます。そのために政治連盟を作りました。働いて戴きました。誰もが参加できる「立法事実を醸成する」という参加の仕方もあります。常に前を向いて歩きましょう。

聖和学園高等学校 測量体験授業

宮城県土地家屋調査士会 広報部

宮城会では、制度広報事業の一環として、毎年、宮城県立志津川高等学校で測量体験授業を実施しております。数学の授業で学習する三角関数が実務の測量でどのように活用できるのか理解するため、先生と生徒からは大変な好評をいただいております。

しかし一昨年は、東日本大震災が発生し、学校周辺は津波により大被害を受け、学校の校庭は自宅を失った避難者のための仮設住宅敷地となり、同高での授業の継続は中止となりました。

定評のあったこの授業を他の高校で再開できないものかと、今年度から検討を始めたところ、仙台市若林区にある学校法人聖和学園高等学校より受講を希望したいとの回答があり、昨年10月31日に授業を実施いたしました。

授業の内容は、限られたフィールドの中で、自分たちの地域を確保しあう「陣取り合戦」を1チーム7.8名の10チームにより行うものです。そして確保した陣地を巻尺と測量機器で測定し、面積の広さで順位を決定するほか、三斜法と座標法による面積計算の結果の差が最も少ない値で順位を決めるというものです。また、生徒たちにやる気を起こさせるために、優勝チームには商品が与えられるゲーム形式で行われました。(詳細は別添の実施概要に記載しております。)

担当したスタッフは、以前の授業から尽力してい



授業内容を説明する相澤満相談役・菅澤賢一副会長

ただいた一部の会員を残して以外、前回の実施高校に近い気仙沼支部・登米支部・石巻支部の会員から代わって、今回の実施高校に近い仙台支部の会員に協力をいただきました。

授業当日は秋晴れの測量日和となりました。天気予報では午後から一部の地域で急な雨が降るかもしれないとのことでしたが、全くそのような気配のない天候でした。

学校側から預かった時間は、4時限目～6時限目の2時間30分(50分×3時限)でした。初めて参加する私には、この限られた時間で生徒たちにどれだけのことが伝えられるだろうかと思いました。

最初の時限は、生徒たちに土地家屋調査士についての講話と今回の授業の説明を行い、その間にほかのスタッフが次の授業の準備作業を行いました。昼食をはさみ、次の時限には校庭で陣取りゲームと測量を行いました。

生徒たちは当初、作業服を着た我々おじさん連中を前に少々緊張ぎみでありましたが、作業を進めるうちに、徐々に笑い声が聞こえ始め、ゲームに集中するようになりました。

ところが作業の終盤、トータルステーションを使用する頃に天候が急変し、激しい雨となってしまいました。

トータルステーションを使用した作業が生徒たちにとっては一番興味を持ってもらえると思っていただけに、雨により慌ただしく作業を終了したのはとても残念に思いました。また、機器提供をいただいた会員の方々には、機器損傷のご心配をおかけいたしました。

外での作業を終え、最後の時限は教室に場所を戻し、ゲームで得たデータを整理し、計算を行い結果発表となりました。優勝チームには校内の学生食堂で使える食券が配られ、歓喜と消沈の聲が飛び交う中、無事授業が終了いたしました。

今回の授業は場所を移して、またスタッフを入れ替えての初めての授業で、反省点、改善点が多々感じられました。

高等学校1年生の生徒を対象に数学で学習する三角関数が測量の中で応用・活用されていることが、ゲーム要素を加えた機器使用による測量実習で多少理解されたと思います。

巻尺による測定では、巻尺が示す数字の最小値が三角形の高さということで計測することが難しかったようです。トータルステーションを使用した測量では、生徒たちが興味を示して積極的に機器を操作しておりました。先生方もかなり興味を持たれたようでした。三角面積計算と座標法による面積計算の誤差がわずか1m²未満のチームがあり、我々もその計算結果に驚かされました。

毎年この出前授業を続けることにより、土地家屋調査士が行う測量業務の一部を理解していただければ制度広報につながるものと信じております。



巻尺による三角形の面積測定風景

参考資料

参考資料

宮城県土地家屋調査士会 平成24年度 制度広報事業

聖和学園高等学校 測量体験授業

実施概要

【目的】
数学Iで学習した三角関数について、実社会の中でどのように応用・活用されているのかを、ゲーム的な要素を付加した測量の実習を通じて理解していただくために行います。

【内容】
限られた範囲のフィールドのなかで自分達の地域を確保しあう『陣取り合戦』を行い、確保した地域の形や面積を、巻尺や測量機器を使用し求めていただきます。

【数学的要素】
求積は、およその面積を知るために巻尺などを使用して直接長さを測る「直接法」と、精密な位置・形・面積を求めるために測量機器を用いて測った数値を基にした「座標法」の二通りの方法で行います。
角度の単位、測量の座標系、座標値による求積方法など、学校の授業では扱わない内容もありますが、記憶に留めてほしいと思います。

スケジュール

実施日：平成24年10月31日（水曜日）

4時限目 11:40～ 講義、ゲーム解説

昼休み 12:30～13:20

5時限目 13:20～ ゲーム実行、測量

6時限目 14:20～ 面積計算

終了 15:10

「陣取り合戦」ルールブック

【目的】
一辺の長さが17.30mの正10角形のフィールドの中で、できる限り大きな面積の土地を確保する。

【土地確保の方法】

- ① チームのメンバーが、一人一回づつ、『マーカー』を投げる。
- ② マーカーは、盤を踏みながら投げる。
- ③ マーカーを投げた点から、マーカーが止まった地点までの間に、盤を張る。
- ④ マーカーが止まった点に盤を打って、盤を固定する。
- ⑤ ②～④を人数分繰り返して、土地の形状を決めていく。
- ⑥ 最後にマーカーを投げる者は、『フィールドライン』の盤を超えるように、あるいは同じチームのメンバーが強った盤と交差するようにマーカーを投げて、土地の形状を完成させる。

※最後に交差させるフィールドラインは、『スタート点』に接続する2本の線のいずれかとする。

【名前の定義】

『マーカー』
テープ (10m) おもり (50g)

『境界線』
チームごとの色の紐

『境界点』
赤色の紐

確保した土地

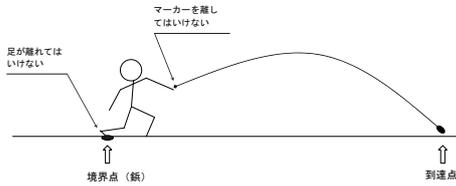
最終境界点

『フィールドライン』
白色の紐

『スタート点』
青色の紐

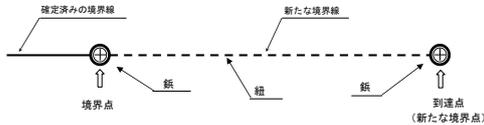
【詳細ルール】

(1) マーカーを投げる。



- ①スタート点は、第1点目の境界点とする。
- ②マーカーは境界点を踏みながら投げ、マーカーが止まるまで足が離れないようにする。
- ③マーカーは、1人1回だけ投げることができる。ただし、メンバーの足りないチームは、投げた順番に従い、他のチームと同じ回数になるまで、2回目以降を投げるることができる。
- ④マーカーを投げる順番は、各チームで決める。
- ⑤チームの最後の者が、フィールドラインまたは自チームの境界線に接続できないときは、順次に戻って境界点を決定し直すことができる。このとき、自チーム以外の境界点は変更できない。

(2) マーカーの到達点まで紐を張り、顔で固定する。



- ①到達点は、マーカーのおもりの先端とする。
- ②境界点と新たな境界点との間に紐を張る。
- ③到達点に赤い印を付けた紙を打ち込み、張った紐を固定して新たな境界線を確定する。

(3) 座標値を、結線する順番に表に記入し、各点での計算を行って面積を求める。
(計算例)

点 n	X座標値 X	Y座標値 Y	前後のX座標値の差		Y座標値との積
			$X1 = X_{n-1}$	$X2 = X_n$	$dX = X1 - X2$
					$S = Y \cdot dX$
1	6.222	-5.674	6.739	14.918	-8.179
2	14.918	-9.411	6.222	25.673	-19.451
3	25.673	-6.046	4.918	28.625	-13.707
4	28.625	9.945	25.673	20.953	4.720
5	20.953	13.413	28.625	11.043	17.582
6	11.043	7.541	20.953	6.739	14.214
7	6.739	9.954	11.043	6.222	4.821
積の合算 (ΣS)					750.27232
合算した値の 1/2					375.13616
					面積

※ X_{n-1} とは、一つ前の点のX座標値を意味し、 X_n とは、一つ後の点のX座標値を意味する。
そのため、nが1の時のn-1は7を、nが7の時のn+1は1を表す。

SPACシンポジウム2012

実用準天頂衛星システムの利用と利用促進の取組みについて

2012年11月21日(水)、経団連会館(2階)国際会議場において、「SPACシンポジウム2012 実用準天頂衛星システムの利用と利用促進の取組みについて」をテーマとして、一般財団法人衛星測位利用推進センター主催によるシンポジウムが開かれました。

特別講演として、内閣府宇宙戦略室室長である西本淳哉氏による「我が国の宇宙戦略と準天頂衛星システム」と題した講演がありました。内閣府宇宙戦略室は、内閣府の中に新設された我が国の宇宙政策の司令塔。平成25年度概算要求における宇宙関係予算は、全府省庁合計3,537億円。現在、世界の宇宙システムの保有状況として、自前の打ち上げ能力を有する国、地域は9か国(日本、アメリカ、EU、ロシア、中国、インド、ウクライナ、イスラエル、



イラン)。自国の衛星を保有する国の数は50か国以上。世界的に宇宙産業は今後も市場規模を増加していく見込みである。また、自国では衛星開発を行えない新興国市場は、今後10年で過去10年の4倍の需要が見込まれている。これらの国への積極的な海外展開が必要。我が国は、民生用として世界最大規模のGPS利用国。GPSの補強・補完を目的とした日本独自の準天頂衛星システムを開発し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指すこととした。準天頂衛星システムでは、補強情報を送信するすき間を利用して、簡単なメッセージを地上(携帯電話等)に送ることが可能である(防災向け簡易メッセージ送信)。また、準天頂衛星システムの双方向通信により、大規模災害時の家族間の安否確認やお互いの居場所の送受信等が可能となる(防災向け双方向通信)。

次に、世界の、アジア・オセアニア地域での利用推進の取組みに関する報告として、東京海洋大学特任教授の安田明生氏から「MGA最新動向と第三回中国衛生導航学術年会(CSNC)報告」がありました。アジア・オセアニア地域は、世界でいち早く、マルチGNSS(GPS、GLONASS、Galileo、BeiDou、QZSS、IRNSS)の利益を享受できる地域。MGA(マルチGNSSアジア)は、アジア・オセアニア地域でマルチGNSSの利用推進を目的に、利用実証の協同実験を推進する枠組みを2010年に立ち上げた。中国では現在2,524のGPS基準点が設定されている。しかし、位置情報(XYZの座標)しか得られず、一般には公開されていない。2012年10月31日～11月2日まで、中国長安大学において行われた2012年GPS/GNSS国際学会において、中国は提出論文数(計92)のうち39件(日本6件)であった。我が国の対応としては、GNSS関連の国産技術の開発および涵養が必須であるとのこと。

次に、日本の利用推進の取組みに関する報告として、「震災後の東北地方の地籍変動とGNSS測量及び準天頂衛星への期待」と題して、日本土地家屋調査士会連合会常任理事の小野伸秋氏による報告がありました。

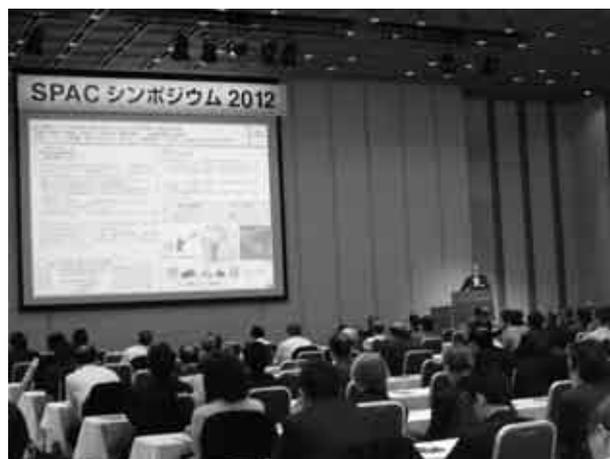
震災後の地図損傷程度の確認調査を実施。宮城会は、前年度地図作成を実施した山林分譲地の土砂崩落による境界移動地を調査。岩手会は、地籍調査事業地で津波による損壊が激しく、図根点の状況を調査。福島会は、断層により分断された住宅地の状況を調査。平成7年3月29日法務省民三第2589号民

事局長回答においての取り扱いは「震災による地殻変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う。なお、局地的な地表面の土砂の移動(崖崩れ等)の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う」。報告の中で、①不規則な局所移動と一定方向への不均等な伸びがコラボした土地筆界の特定への対応はどのようにするのか。②単純な相対的位置関係比較だけでは分からない難しさ。③断層により土地が途中から街区移動(広域な移動)のケース。基準点は、筆界はどのように扱うべきか。都道府県、市区町村は、公共基準点、地籍調査の成果管理をほとんどどこも行っていないのが現実。それならば、民間に開放してはどうか。そういった改革が求められると提言された。

また、「GPS、QZS、GLONASSを利用した高精度測位の現状」と題して、電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会幹事の細谷素之氏による報告がありました。国土地理院では、7月13日から、東北地方などの電子基準点(187点)で取得した準天頂衛星(日本)やグロナス衛星(ロシア)の観測データを提供開始。これらの衛星が利用できると、上空視界の制約のためGPSだけでは測量できなかった地域でも測量が可能になり、本格的なGNSS(衛星測位システム)時代の幕開けとなると報告された。

最後に、SPACの活動の最終目標は、2010年代後半を目途に、我が国を含むアジア・オセアニア地域において、準天頂衛星システムによるサービスを安定的に享受できる環境を整備するとの報告がSPAC専務理事の中島務氏からありました。

広報員 羽鳥光明(東京会)



「GPS / GNSS シンポジウム2012」報告

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 岡田 潤一郎

平成24年10月24日(水)から27日(土)にかけて、東京海洋大学越中島会館において測位航法学会の主催、日本航海学会GPS / GNSS研究会の共催により「GPS / GNSS シンポジウム2012」が開催されました。当連合会、小野伸秋研究所長にも講演依頼が届くな



ど、私たち土地家屋調査士にとっても、未来を語るうえで大変興味深くまた、世の中の流れを吸収し発信するためにも、その概要を報告させていただきます。

さて、近年、米国発祥のGPSは土地家屋調査士にもすっかり身近な技術となりましたが、「GNSSって何?」と思われる方のために少しだけ説明します。Global Navigation Satellite Systemsの略で「全地球航法衛星システム」と訳します。具体的には、米国が運営しているのがGPSで、欧州が推進しているのがGALILEO(ガリレオ)、ロシアにおいて再構築しているのがGLONASS(グロナス)です。これら、全地球航法衛星システムの総称が、GNSSなのです。そして日本が打ち上げ、構築しようとしている準天頂衛星システムがQZSS(みちびき)です。簡単に言うとQZSSは、GPSの日本版といったところでしょうか。世界には、これらの他にも中国のBeidou / COMPASS(北斗/コンパス)というシステムやインドでもIRNSSなるシステムも構築中なのだそうです。

2010年からの10年間は、衛星測位の世界では急速な進化が予想できる10年です。我が国では、2010年9月の準天頂衛星(QZSS)初号機「みちびき」の打上げ後、度重なる実証実験の評価により、実用システムとして2010年代後半までに4機体制の自律衛星測位システムを整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指して本格始動しています。このシステム構築により、必ず衛星が天頂付近に存在することから、GPS衛星との融合により測位可能な場所と効率性が大幅に向上すると予想されます。また、その精度と信頼性も飛躍的に向上されます。さらに第三の機能として、メッセージを地上

の携帯電話等に送ることが可能となり、広域災害発生時に携帯電話等の所有者の居場所に応じて災害情報や避難誘導までも細かく提供できることとなります。現在までも、「みちびき」を使って様々な利用実証実験を行っていましたが、さらにキメの細かい情報提供と応用が効くこととなります。例えば、私たち土地家屋調査士が関与している不動産登記のための測量をはじめ、同じく測量の分野でも山林調査・地籍調査・土木測量・固定資産土地評価・法面測量など。また一言でカーナビへの応用といってもその内容は多岐にわたり、運転支援やエコドライブのための分析や歩行者危険察知機能にまで利用できます。そして、防災現場での活用はもっとも期待するところです。地殻変動観測、救護活動、津波検知等、さらには、工事現場におけるIT施工や土壤に合わせたIT農業の分野でも注目されていますし、その利活用分野は一層の広がりが期待できます。紙面の都合で詳細を報告できないのは残念ですが、このようにGNSSを国策としてアップデートしていくことは、より安心で安全かつ豊かな国土の構築に直結するものであるとの報告が全体的になされました。

今回のシンポジウムの発表者や参加者を見渡しても、民間からは衛星開発メーカー、通信メーカー、測量機器メーカー、自動車メーカー、農業分野の企業他、学界からも全国から当該応用技術における研究の第一人者が集結し、官公庁からも内閣府宇宙戦略室をはじめ国土地理院、宇宙航空研究機関等、国家戦略としての位置づけを感じるものでした。まさしく「産」「学」「官」がそれぞれに連携と貢献を視野に入れて、GNSS分野を発展させ、世界発信を目指しているのです。このような最先端を担うシンポジウムにおいて、当連合会の小野伸秋研究所長が「震災後の東北地方の地籍変動とGNSS測量」と題して研究報告を行ったことは、土地家屋調査士業界が進むべき道を指し示すものと認識することが大切です。いよいよ、時代(あす)への扉を開く時なのです。



あいち境界シンポジウム2012

土地家屋調査士の現状と明日への挑戦

—「官」業の業務拡大と「民」業の業務拡大—

日時：平成24年11月20日(火)午後1時30分～午後4時30分
会場：名古屋国際会議場レセプションホール
講師：九州大学大学院法学研究院教授 七戸克彦先生
主催：愛知県土地家屋調査士会

平成19年連合会会報誌に「土地家屋調査士のための法律学」が全8回にわたり連載され、平成24年1月号で、特集・ADRに思いを寄せて一土地家屋調査士の取組み「土地家屋調査士会ADRの将来」をご執筆いただき、「土地家屋調査士講義ノート(日本加除出版)」の著者として、我々土地家屋調査士にはお馴染みの、九州大学大学院法学研究院教授の七戸克彦先生をお迎えし、あいち境界シンポジウム2012が、名古屋国際会議場レセプションホールにおいて開催されました。

愛知会が七戸先生をお迎えするのは、平成20年の講演に続き2回目。第1部は基調講演、第2部は、事前に会員から寄せられた質問を題材に七戸先生と茶谷和裕常任理事との対談が行われ、愛知会会員207名、他会会員15名が、参加しました。

榎下幹生理事の司会進行で、早川正敏副会長が「今日の土地家屋調査士をとりまく環境にメスを入れていただき、会員の皆様には、今後の糧としていただきたい。」と開会の辞。滝口孝会長の挨拶では、この企画が、あいち境界シンポジウムの内容としてふさわしいか、研修ではないかとの開催に至るまでの議論、開催の目的の説明があり、タイトルにある「明

日への挑戦」は、将来の土地家屋調査士を考える上で、重要な一つのテーマであること。また、第2部のディスカッションでは、七戸克彦先生VS茶谷和裕常任理事が、ドローで終わることのないよう、どちらがノックアウトされるか、徹底的にやってもらいたい。そして、会場からもバトルに参入していただきたいとの激が飛ばされ始めました。

〔第1部〕 基調講演

1 本年(平成24年)1月段階での七戸による現状分析 2 土地家屋調査士をめぐる12の課題

- (1) 土地家屋調査士試験の出願者・合格者の減少
- (2) 不動産登記事件の減少
- (3) 報酬の低廉化・ダンピング問題
- (4) 不動産登記規則93条ただし書調査報告書
- (5) 不動産登記法14条1項地図整備
- (6) 土地家屋調査士会ADR
- (7) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- (8) 災害への対応(東日本大震災を契機とする)
- (9) 土地家屋調査士法の改正問題



滝口孝会長



第1部基調講演

- (10) 登記事務の地方移管問題
- (11) 土地家屋調査士の知名度不足
- (12) 倫理問題

3 本年(平成24年)2月段階での土地家屋調査士による現状分析

〔第2部〕 ディスカッション

- 1 はじめに
- 2 講師の提示した12の課題について
- 3 おわりに

第2部のディスカッションは、第1部の講演を受けて、何を言っているんだろうと理解できない、把握しづらかった会員にとって、七戸先生と茶谷常任理事のやりとりを通し、噛み砕き、よりわかり易くするものでした。

事前に会員には2回にわたり資料が配布され、意見をいただき、疑問点を七戸先生にぶつけ、茶谷常任理事とバトルを交わし、先生からいろんな話を聞かせていただくという形でした。

筆界特定制度、土地家屋調査士制度全般の改正、登記事務地方移管等の問題意識を捉え、本日のタイトルとして掲げた「土地家屋調査士の現状と明日への挑戦」、我々の見ている方向、これでいいのか等、我々が我々自身に問いかける機会となりました。

七戸先生は、「土地家屋調査士の先生方は、宝の山を前に、呆然と指を銜えているだけで、砂漠の中で飢えているわけではない。何度も強調しておきた

い。」と締め括られました。

茶谷常任理事からは、「100ページを超える資料には、七戸先生からのメッセージがたくさん入っていて、宝の山の地図ではないかと思える。地図読み人の私たちは何回も読んで、なんなのかということがわかってくると思う。」と結ばれました。

閉会の辞は江口滋副会長より、「これまで思いもよらなかったところの視点も多々あったこと、会員の皆様も、気持ちをもう一度整理していただいて明日からの業務に励んでいただきたい。」との言葉で閉会となりました。

広報員 上杉和子(三重会)



七戸先生 vs 茶谷常任理事



会場の様子

講師 プロフィール

七戸克彦(しちのへ・かつひこ)

●学歴・職歴

- 1978 (昭和53)年3月 北海道立札幌高等学校, 卒業
- 1979 (昭和54)年4月 慶応義塾大学法学部法律学科, 入学
- 1983 (昭和58)年3月 同, 卒業
- 同年4月 慶応義塾大学法学研究科修士課程民事法学専攻, 入学
- 1985 (昭和60)年3月 同, 修了
- 同年4月 慶応義塾大学法学研究科博士課程民事法学専攻, 入学
- 1988 (昭和63)年3月 同, 単位取得中退
- 同年4月 慶応義塾大学法学部専任講師
- 1991 (平成3)年4月 慶応義塾大学法学部助教授
- 2000 (平成12)年4月 ハーゲン大学(ドイツ)法学部客員研究員(~ 2002 (平成14)年3月)
- 2003 (平成15)年4月 慶応義塾大学法学部教授
- 2004 (平成16)年4月 九州大学大学院法学研究院教授
- 2005 (平成17)年9月 弁護士登録(福岡県弁護士会)

日本土地法学会 2012年大会

2012年(平成24年)9月29日(土)午前10時より、明治学院大学法学部白金キャンパス2号館2201号教室において、日本土地法学会(Japan Academy of Land Law)主催による「日本土地法学会2012年大会」が開催されました。テーマは「震災復興と被災をめぐる法律問題」、報告者4名とシンポジウムの2部構成で、司会者は、梨本幸男氏(不動産鑑定士)、鎌野邦樹氏(早稲田大学教授)でした。

司会者の鎌野邦樹氏より、本大会は東日本大震災の今後の復興を見据えた取組みとなっている旨の説明があり、報告者の紹介がありました。



■報告1

「震災復興と行政決定・執行のあり方—復興特区法における複合的行政決定・遂行のシステムをめぐって—」
震災復興がどのような仕組みでなされたか、行政法の視点から外観するものです。報告者は、安本典夫氏(名城大学教授)です。

復興特区実施状況は、①復興交付金事業計画として、国費1兆5,612億円(事業費1兆9,307億円)…2回の復興交付金の配分を実施。主な事業として、防災集団移転促進事業(24市町村、約1,804億円)、災害公営住宅整備事業(45市町村、約1,774億円)。②復興推進計画として、計画主体は、県単独、県+市町村(13~59)、市町単独。内容として、税制上の特例…産業集積関係の税制上の特例など。③復興整備計画として、復興整備計画公表21市町村59地区。想定される数からすると、まだ非常に進んでいないのが現状。復興整備計画に基づく事業ではなく、通常の都市計画事業の選択もある。決定・公表された復興整備計画の特徴は、内容として防災集団移転促進事業を含むものが多く、そのほか、土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業を含むもの、複合事業の計画は必ずしも多くない。みなし許可等は少ない。

復興整備計画の活用状況の背景は、①基本的な方向について、合意形成が非常に困難(現地再建か高台移転か)。②合意形成、具体的な決定に持って行くマンパワーの不足。③復興整備計画制度は、場所

によってはさほどの有効な手だてを提供せず、複合的決定・遂行のシステムとして(わが国の行政システムの中で)機能しにくい。

復興整備計画決定手続では何が変わったかという点と「個別協議手続」に代えて「協議会の会議での協議」になった。協議会手続は、協議会制度の意義として、対等性、集団性(集団的議論)、総合性がある。また、実質的協議を如何に進めるか、協議会の構成、協議会での協議と、各団体の意思決定手続(稟議・議会の議決など)の関わり、協議会構成員以外の意見の反映がある。

参考として、ドイツの「計画確定手続」がある(空港、アウトバーン設置などに導入)。計画確定手続による旨の法律の定め→当該事業に関しては、他の法律上の許認可・同意等は一切不要。当該事業に関連する行政手続が計画確定手続に一本化。関係住民や関係行政機関の参加。当該事業に関わる全ての利害が決定機関の計画裁量に組み入れられ、一挙に調整決定の集中効—他の法律に基づく各種許認可は不要に(管轄権を計画確定機関に一元化)なる。

最後に、現地再建か高台移転か、住民の中での一定の基本的な合意が必要。行政見切りはできない。公共施設をどこに配置していくかなど、なかなか決まらない。テナポアップが必要。協議会の構成員は県、市、民間事業者、住民代表、専門家であるが、参加手続について、条例で定めなければと考える。

また、住民を説得する建築のプロがいたことにより決定した案件がある。やはり、専門家の知見に頼らざるを得ない。可能な限りの知恵を絞り、しかし最終的にはそこで生きている人たちの合意が必要になる。それを尊重することである。

■報告2

「大震災と地籍・境界・表示に関する登記」

実務家からの視点で「大震災と地籍・境界・表示に関する登記」のテーマで、公法、私法、民事上の問題をとりあげ、中でも基盤である土地そのものが上下左右に動いたことによりどのように対応しているかの報告です。報告者は、松岡直武氏(土地家屋調査士・日本土地家屋調査士会連合会名誉会長)です。

不動産の表示に関する登記の視点から、政府による被災対応、復旧・復興対応に通じる諸施策や専門職能の復興支援活動等の営みの紹介・報告を通じて地籍・地図・境界の分野における被災対応・現状を報告し課題を考えたい。

震災後による土地境界の混乱とその問題点(今次災害における境界混乱の原因)は、火災による建物敷地境界の混乱、津波による家屋・構造物の流失と境界不明、建物・工作物の解体撤去による境界標識の亡失、地殻変動による地表面の移動など。

平成7年3月29日法務省民三第2589号民事局長回答においての取扱いは「震災による地殻変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合に

は、土地の筆界も相対的に移動したのものとして取り扱う。なお、局地的な地表面の土砂の移動(崖崩れ等)の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う」。

課題1、登記所備付地図・土地境界問題への対応

既存の地図の取扱い(パラメータ変換したものを地図とするのか)、地図の精度に関する地域区分と地図の精度が合致しなくなった地域(パラメータ変換では対応できない地域)の地図については『準地図』の扱いとするのか。パラメータ変換作業実施⇒今後法務省が本格実施する現地対査作業の中で改めて対象地図の位置づけについての検討も必要。

地籍調査の優先実施区域の見直し、(登記所備付)地図と地積測量図の棲み分け、役割分担。相対的位置関係公示機能とピンポイントの境界・面積の特定機能。筆界の移動と地下・空中の利用権。法14条1項地図⇒4項地図への格下げの検討が必要ではないか。

課題2、海面下に没した土地と権利関係・登記

地殻変動による地盤沈下、東日本大震災における津波による浸水範囲面積～561 km²。海面下に没した土地の先例として、土地が海面下に没するに至った経緯が、天災等によるものであり、かつ、その状態が一時的なものである場合には、私人の所有権は消滅しない。(昭和36年11月9日民事甲第2801号民事局長回答)

課題3、建物の滅失について

大津波による流失、地殻変動による建物の移動・重度の半壊状態、潰れ程度の多様性、居住継続困難地域の建物と用途性・取引性、津波と曳行移転など。登記における建物の定義は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であること、用途に供し得る状態にあること。では、どこまで潰れれば、登記の対象建物でなくなるのか(所有権・担保権・課税にも影響)。本来の登記実務では、物理的滅失の状態を重視するのだが。

課題4、公文書・重要文書・歴史的資料の救出・復元

法務局では登記簿冊、地図等。市町村役場では戸



籍・住民登録関係書類、課税資料、許認可関係資料。病院ではカルテ類。有事に備えて法整備が必要では。インドネシアでは、アチェの大津波を契機に重要文書の保全・救出を義務化～（政府は）災害時に重要政府文書類及びオーセンティック（本物の、真正の）な文書類を救出・保全する責任と権利を有する（2007年法律第24号）。バイタルレコード（組織の存続に関わる文書や代替情報が他に求められない文書）や電子化されないものの保全、修復を考える必要がある。

質疑

- ①土地の形状が変更してしまったときの取組みを。
- ②立ち入り禁止区域に対してどのような調査、測量の取組みをしているのか。

（松岡氏）

- ①広い範囲での作業が必要（1.パラメーター変換、2.街区の修正）。個々の境界利用の範囲、所有者同士の範囲を決める作業が今であり、その後筆界を修正。阪神淡路のケースとしては、道路境界を先に決めていき（官有地の柔軟な対応）、スピードをもって短期間に処理した。しかし、東北は長くなりそうだ。東北地方は地図が比較的整備されている。既存の地図データとの整合をどのようにとるか。難しい側面がある。今後、阪神淡路大震災のときにはなかった制度として、法務局の筆界特定制度、土地家屋調査士会ADRがあり、これらを活用しながらの取組みになる。
- ②立ち入り禁止区域内においては法務局による滅失登記もできていない。何もできない状態が続いており、先が見えない状況である。

■報告3

「放射能汚染の法的責任」

生命、健康を害する放射能汚染は最大の問題であり、理論的に掘り下げた提案をいただきました。報告者は、鳥谷部茂氏（広島大学教授）です。

放射能汚染の法的責任（原子力損害賠償法の趣旨）は、原子力損害賠償制度の概要として、①原子力損害賠償責任において、原子力事業者の無過失責任と原子力事業者への責任の集中、損害が第三者の故意

による場合の求償権を定める。②原子力事業者の損害賠償措置としての保険・補償契約の締結と供託について定める。③国の措置として、原子力事業者の損害賠償責任を支援する規定を置く。④原子力損害の紛争に関する和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争審査会について定める。

原賠法3条の規定・構造として、原子力事故の責任について原賠法3条（無過失責任、責任の集中等）は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」と定める。

法3条ただし書は、一定の場合に原子力事業者が免責されることを規定している。どのような場合に免責されるか争いがある。原賠法の立法過程では、以下のような見解が示されている。

- ①関東大震災を相当程度（約3倍以上）上回る場合
- ②現在の技術をもってしては、経済性を全く無視しない限り、防止措置をとりえないような、極めて限られた「異常かつ巨大」な場合
- ③歴史上あまり例の見られない大地震、大噴火、大風水災等の場合（責任制限、保険条件、国家補償を含む損害賠償制度全体および地理的条件などの関連において総合的に検討される。）

過去の国会答弁では、関東大震災の3倍以上と述べられており、関東大震災は巨大ではあっても異常に巨大なものとはいえないと解している。また、原賠法3条について、政府は「隕石（いんせき）の落下や戦争などを想定したもの」（文部科学省幹部）であり、例外規定は適用しない方針であると述べている。

損害賠償の風評損害では、東京電力が2011年8月30日に「福島第一・二原発事故の主な損害項目における賠償基準」を損害賠償の基準として公表した。いわゆる風評損害について、①農林漁業、②農林水産物の加工業・食品製造業・流通業、③観光業、④製造業、サービス業等、⑤輸出に係る風評損害について、被災者が賠償請求するには、福島原子力発電所事故と相当因果関係にある損害であり、かつ、その損害を証明する必要があるとされている。

また、放射性物質の除染・汚染廃棄物処理の基本

方針として、政府が10月8日に公表した放射性物質の除染や廃棄物処理の基本方針は、2012年1月に本格施行される放射性物質汚染対策措置法に基づいて策定したものである。この方針案では、汚染の第1義的な責任は原子力事業者(東京電力)が負うとしつつ、原子力を推進した国の責任で対策を講ずると明記している。その内容は、①追加被曝線量が高い「除染特別地域」は、国が除染を実施し、一部地域を除いて2014年までに完了させる。それ以外の地域は、原則として、市町村が除染をする。②水道や下水道施設等から生じる汚泥や焼却灰は排出された都道府県内で処理をする。③中間貯蔵施設や最終処分場の確保は、国が責任を持つ。廃棄物や土壌が大量に発生した都道府県には中間貯蔵施設を設置するなどである。

今後の課題として、①各事故調査委員会報告書の検証(東電だけが想定できなかったとまとめている。)、②法的責任の迅速な履行・その支援(汚染廃棄物)、③予防措置の構築・法的整備(原発に対する対応、0になるまでどうするかに対応)、④低線量被曝・内部被曝とその対策(広島における内部被曝の研究に学ぶものがあるのではないか。)

■報告4

「被災地における居住の権利—借り上げ住宅の法的問題を中心として—」

報告者は、藤井俊二氏(創価大学教授)です。報告者は、宮城県および福島県に調査に入っており、この2県の被災地における借り上げ住宅の法的状況について報告がありました。

借り上げ住宅の法的構造

A. 貸貸人——(定期建物賃貸借)——B. 県——(使用貸借)——C. 被災者

1. 県が定期建物賃貸借によって民間賃貸住宅を借り上げている。
2. 県が借り上げた住宅を被災者に使用貸借によって貸している。

民間賃貸住宅の活用

災害救助法23条1項1号によって、都道府県知事は、収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与をしなければならない。平成23年4月30日の厚労省社会・

援護局長の通知第1号「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間住宅借上げの取扱いについて」は、次のような通知を出している。①民間賃貸住宅の借り上げについても、国庫負担とする。②震災以降に被災者が自己名義で賃借していた場合についても、契約時以降、県名義に契約を置き換えた場合、①と同様とする。③賃料は月6万円とする。④民間賃貸住宅借上げ期間は2年とする。ところが、福島県では、当初4月15日に賃借して、翌年3月末日をもって終了する旨の定期建物賃貸借を締結してしまった。そのため、翌年4月1日から期間2年とする定期建物賃貸借を再契約した(南相馬市では、「契約の更新」と書いているが、定期建物賃貸借には更新がないので、誤り)。

借り上げ住宅賃貸借契約の問題点、検討課題

a. 敷金および退去修繕負担金

宮城県では「敷金」として福島県では「退去修繕負担金」として賃料の1か月分ないし2か月分を最初の賃料支払時に賃貸人に交付する約定がある。これらの金銭は、定期建物賃貸借の終了時における通常損耗・経年劣化分の原状回復に充当され、賃借人に返還されない、と定められている。この条項は、「賃貸住宅の原状回復に係るガイドライン」に反するものである。県が賃借するときに、ガイドラインに反する特約条項を設けるのは、問題であると考える。

b. 期間は、2年でよかったのか?

応急仮設の住宅ではない民間賃貸住宅については、より長い期間でもよかったのではないか。現に、福島県では、結果的に3年近くなっている。

c. 借り上げ住宅と応急仮設住宅

仮設住宅の場合には、建設、維持・管理、撤去費用に多額の費用を要する。これに対して、既存の民間賃貸住宅を利用すると費用は安くなるのではないか。他方、仮設住宅の場合には、集落ごと移転できてコミュニティを維持できるが、借り上げ住宅の場合には、個別に入居するのでコミュニティの維持が困難である。

d. 借り上げ住宅の契約書のひな形の作成

東日本大震災においては、震災直後の混乱の中で急遽、借り上げ住宅の賃貸借契約書を作成したので、賃貸借契約書の中に使用貸借の条項も混入

した極めて解りにくい契約書が作成されている。次の震災に備えて、賃貸借契約書と使用貸借契約書を用意しておくべきであろう。

e. 災害救助法の問題

災害救助法は、厚労省の所管する法律であるために、ある市町村においては年金課の職員が借り上げ住宅の事務を担当するという事態が生じ、借り上げ住宅の入居希望者との交渉がスムーズに行かなかったと聞いている。縦割り行政の弊害がここでも現れている。横断的な行政の実現が望まれる。

f. 定期建物賃貸借

阪神大震災のときも、仮設住宅は2年の期間であったが、結局、退去することができない被災者がいたために、最長5年間仮設住宅に居住した被災者がいた。このように、被災者が他に居住する場所を見つけるのがいつになるかは、予測ができないことである。

g. 最後に

借り上げ住宅の賃借人を被災者とし、賃料債務を県が引き受けるとする契約は、検討できないであろうか。宮城県の場合には、借り上げ契約書、すなわち県と賃貸人との間の住宅賃貸借契約書において、三者契約と称して被災者も署名する欄がある。福島県の契約書には、このような構造の契約書にはなく、契約当事者は、賃借人である県と賃貸人との間契約になっている。もっとも、いずれの契約書においてもその契約条項には、使用借主である被災者＝入居者の義務が列挙されている。すなわち、賃貸借契約と使用貸借契約が混在しているのであるが、契約当事者は、いずれの契約書においても県と賃貸人である。ヒアリングによると、使用借主である被災者とは、正式な契約書は交わさず、被災者＝入居者＝使用借主が誓約

書を書くに留めているようである。また、借り上げ住宅の転借人の死亡の場合、契約にないので使用貸借599条により終了することになる。名義はそうだけれども、借りている人は家族みんなである。これら災害救助法に基づく使用貸借であるが、民法の規定を超えた解決をする必要がある。

最後に、司会者の不動産鑑定士梨本幸男さんからの報告がありました。

現地再建か高台移転か。石巻の高台移転計画(高台といってもなだらかな丘陵地帯への移転)は、農地と住宅地が混在しており、ツイン土地区画整理の特例方法のため合意形成が出来やすかったケースで、地価が14.5%ほど上昇。また、現地再建は可能な限りするべきであり、下に海水貯水槽、上に加工工場のような人工地盤(嵩上げ)の場合など、いろいろな工夫が考えられるが、どうも官は積極的ではない。官はオーソドックスな防波堤建築などを提案したがるようで、官庁のきめ細やかな施策が必要ではないか。

また、土地収用は、ある特定の人に犠牲を強いて社会全体のためにするものであるが、被災者である収用される人が生活を維持できるように、個々に具体的にお金はいく震災復興を考えるべきだ(区画整理手法では被害者にお金は移動しない。)復興資金をどのように被災者に取得させるのか。生活再建、生活が維持できるようにみるべきだ(社会全体の犠牲になるためには)。何か個々の人に対する手立てが考えられないか(財産を評価できないか。)現行制度のもとで、何らかのかたちで財産を認められないか、との問題提起があり、閉会となりました。

広報員 羽鳥光明(東京会)

我が会の会員自慢

VOL. 13

山口会 『プログラミングの楽しみ』

山口県土地家屋調査士会 竹下 治

山口会がご紹介いたしますのは、フグが名産の下関から竹下治会員です。

竹下会員は、温厚な人柄と正確な仕事ぶりで地域の方や会員からの人望が厚く、知る人ぞ知る「プログラミングのスペシャリスト」です。日頃私たちは何の疑問も持たずパソコンを利用していますが、プログラム(アプリソフト)がなければただの機械です。今回は、利用する側ではなく開発者としての「プログラミング」の考え方を教えていただきました。

山口県土地家屋調査士会 広報部長 益田 正規

なぜか、原稿の依頼が私のところへやってきました。自慢されても、ほんと困るんですが。実は、私、自他共に認めるなまけ者です。ついつい、後回しにしてしまい、今も尻に火がついて焦っているところなんです。

そういえば、調査士業務の環境もずいぶん変わってきました。和文タイプで地積測量図に面積計算表を「コチコチ」タイプしていたのが昨日のようです。「何とか楽をする方法はないかな」とか考えて打っていると、小数点「.」で穴があいてしまいます。また、やり直しです。

この頃です。ポケコンやパソコンが庶民の手に届くようになったのは。まだ、「新しもの好き」のおもちゃ以上のものではありませんでしたが、初めて触ったときは、やっぱり感動しました。自分の命令に対して結果が出ないときは、ほぼ100%自分が間違っているわけです。人をお願いしても、自分の思っているように動いてくれません。間違っているのは、自分か、相手か？パソコンならそんなことは考える必要もありません。

その頃、考えました。誰がやっても同じ結果が出る作業は、必ずコンピュータがやってくれるはず。そのような非人間的な作業は、機械にまかせ、人間ならもっと創造的な作業に専念すべきだと。

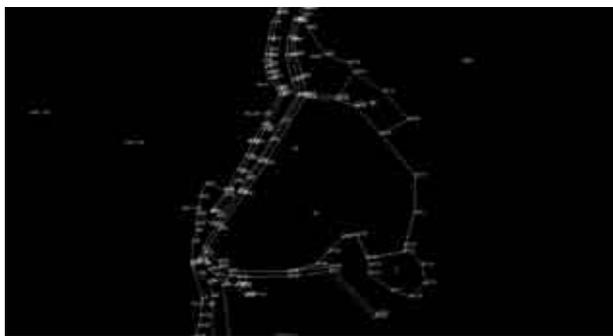
例えば、戸籍を取ってきて、コンピュータブラックボックスに入れると相続関係説明図が出てきてくれる等々。まだ戸籍もコンピュータ化されていませんでした。その程度の文字は、解読できるようにな

るはずと考えていましたが、逆に戸籍が活字になってしまいました。最近の調査士業務では、好き嫌いにかかわらず、パソコンを使わないという選択はなくなってしまいました。

ところで、どんなプログラミング言語にも「変数」という概念があります。一時的にデータを記憶するためのものです。XやYという「変数」に座標値を記憶させておいて必要なときに取り出して利用します。これを少し進化させると、ひとかたまりの変数を扱える「構造体」になります。現場の座標だけでなく、現場名、担当者、立会者などを一つの変数のように扱うことができます。これを更に進化させると「クラス」という概念になります。構造体にその動作まで指定できるようになったものです。「現場名」をもとに、「担当者」に「登記情報を取得させる」といったものです。ここまできると、現実社会の一部をそのまま置き換えたようになりますね。調査士事務所をひとつの「クラス」と考え、依頼がくればその内容に応じて、全自動で処理してくれる時代が来るかもしれません。

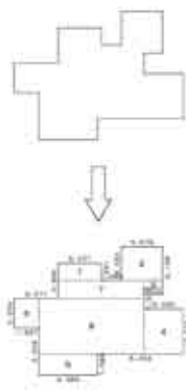
ここで私の作ったプログラムをひとつ紹介しましょう。20年ほど前に作ったもので、JW_CAD上で描いた各階平面図を自動で求積するものです。水平、垂直の線分からなる閉じた多角形を矩形に分け、求積表を作成します。与えられた情報は、線分の両端の座標値のみです。人が目で見ながらやれば、これほど簡単なものではありません。パソコンには、目がありませんから言葉(プログラム言語)だけで矩形に切っていく過程を伝えなければいけません。

三斜を切るのであれば、例えば「内角の最も大きい1点から他の点に放射状に線を引いていく」といった具合です。三斜の場合、これだけでは、辺と交差する場合がありますので、この方法ではうまくいきません。各階平面図の場合も、辺の数に制限がないので、どこから取りかかったらよいのか、最初は途方に暮れました。ある方法を思いついてからは、早く実現させたくて、夢中になってしまったことを覚えています。



PfOX

最近では、まとまった時間がなかなかとれず、今までに自分の作ったプログラムの不具合を、急ぐものから手直しをしているところです。JW_CADでの経緯は、AWKというインタプリタで記述しているので、興味がある方は、ダウンロードしてご覧になってください。



原座標			
1	3.277	8	6.291
2	3.578	X	2.532
3	1.950	X	5.504
4	2.928	X	3.316
5	4.388	X	1.888
6	1.937	X	2.238
7	8.404	X	1.267
8	7.844	X	6.170
面積		75.01m ²	
床面積		75.01m ²	

床面積自動求積

愛媛会

『調査士ボディビルダー』

愛媛県土地家屋調査士会 末光 悦志

「時にはStoicに」

去年ロンドンオリンピックが開催されたと思ったら、今年の9月には2020年オリンピックの開催地が決まる予定だそうです。現時点では「東京 Tokyo」が最も有力な開催候補地と言われています。愛媛会が全国の会員の皆様にご紹介するのは、もう少し若ければオリンピック出場にも挑戦したのではないかとと思われる肉体(Body)と精神を持っている末光悦志会員です。仕事とプライベートを両立し大会優勝を目指して大変な肉体改造を行う隠された部分をご紹介します。

愛媛県土地家屋調査士会 広報部長 山内 晋

私は愛媛県土地家屋調査士会松山支部所属の会員で開業が平成7年ですから、今年で18年目になります。開業当時は28歳でしたからいつまでも若手と思っていましたが、最近はそのではないことに気づき始めました。調査士としての長所は特にはないのですが、14条地図作成作業に長年参加させていただいています。

ボディビルの成績としては、平成21年愛媛選手権3位・四国マスターズ40歳代の部3位、平成22

年愛媛選手権5位・四国マスターズ40歳代の部3位・四国選手権10位、平成23年愛媛選手権3位・四国マスターズ40歳代の部優勝・四国選手権7位、平成24年愛媛選手権優勝・四国選手権3位です。

私は現在46歳で、ボディビル大会の初挑戦が平成21年で43歳のときでしたからデビューとしては遅いということがいえると思います。もともとスポーツや体を鍛えることが好きで、35歳位までは地元のリーグでサッカーをしていましたが、サッ



14条の測量

カーをやめて38歳位までは日課のジョギング以外は特に何もしていませんでした。あるきっかけで大手スポーツクラブの会員になり通うようになったのですが、いざ行ってみるとスタジオでの集団レッスンには興味がわかず、トレッドミルやバイクなどの有酸素系は近所でもできると思い、消去法で豊富とはいえない設備のウェイトトレーニングをなんとなくはじめました。

何か月か経ち、もともと体を鍛えることが好きだったのと、興味の対象にはとことんはまっていくタイプなのでウェイトトレーニングをしていくことで少しずつ体が変化していくことが楽しくなり、雑誌やネットで情報を集め取り組んでいましたが、大手スポーツクラブでは限界があると感じ42歳のときに現在のジムに移籍しました。そのジムは中四国随一の設備とスタッフを誇るジムで、愛媛チャンピオンや四国チャンピオンを何人も輩出しています。



ジムでのトレーニング

現在のトレーニングは週6回で1日2時間程度やっています。月曜日はハム(脚の後)とカーフ(ふくらはぎ)、火曜日は胸、水曜日は背中、木曜日は大腿四頭筋(脚の前)、金曜日は肩、土曜日は腕という分割でやっています。週6回2時間というとなんな時間絶対に無理と思われるかもしれませんが、時間は無理してでもつくります。そのように時間をつくった方が逆に仕事等他のことも効率よくできていると思っています。

また、ボディビルではトレーニングと同じくらい食事も重要で栄養バランスを考えつつ、たんぱく質は常に体重(数字)の2~3倍グラムの量を毎日数回に分けて摂るようにしています。またボディビルの審査基準は大きな筋肉はもちろん、いかに一つ一つの筋肉がくっきりと見えているかということも重要なので、大会のある9月に向けて4月位から減量をします。毎年5か月で13~14kgの減量をして大会に臨みますので、14条の立会がある夏はフラフラで、家族や14条のメンバーに迷惑をかけて申し訳ないと思っています。

次の目標は四国チャンピオンになることです。私もそろそろいい歳になってきたのでいつまで今のようなトレーニングができるか分かりませんが、家族や親しい調査士仲間の理解や協力に感謝しながら体がいうことをきかなくなるまではボディビルを続けていきたいと思っています。



平成24年愛媛大会にて

会長レポート

REPORT

12月14日
～1月15日

12月

14日～16日

仙台法務局長表敬訪問

東日本大震災報告会

関根副会長同席

宮城会、福島会、岩手会の皆さんには、復興に対しての業務多忙のなか、盛大な報告会を開催されましたことに敬意を表します。また、全国から報告会にご参加いただいた土地家屋調査士の方々にも業務多忙のなか、被災地の見学にも参加されたことに感謝を申し上げます。

18日

全調政連 第4回幹部会懇親会

関根副会長同席

懇親会において横山会長始め幹部の方々と、衆議院議員総選挙に対しての意見交換を行う。

20日

平成25年度土地家屋調査士試験委員候補者による打合せ会

山本・田中・松原・尾上・力石・伊東・松本・山崎各委員出席

25年度の試験委員に初めての女性委員が誕生したことは大変喜ばしいことであり、これから益々女性土地家屋調査士の誕生に期待が寄せられます。試験委員の皆さんは大変でしょうが頑張ってください。

25日

小宮山洋子議員『『厚生労働大臣・副大臣の742日』出版記念パーティー』

衆議院議員ではなくなりましたが、これまでの議員としてのご功績に感謝を申し上げます。今後のご活躍をご期待申し上げます

26日

第10回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

<協議事項>

- 1 第1回全国会長会議分科会での意見に対する

対応状況について

- 2 平成24年度事業計画執行状況の確認及び今後の事業執行について
- 3 平成25年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 5 土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化に関するPTの設置等について
- 6 土地家屋調査士特別研修の運営等について
- 7 「土地家屋調査士が保有する業務情報の公開」に関するブロック協議会担当者説明会について

27日

衆参議員会館あいさつ回り

関根・岡田両副会長、竹谷専務理事同席

平素より土地家屋調査士制度にご理解及び応援を頂いている衆議院議員の方々、また、参議院議員の方々へ年末のご挨拶に伺った。

1月

7日

日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会新年挨拶交換会

谷垣法務大臣、竹崎最高裁判所長官をはじめ、国会議員、法務省、関係団体等多くの方々の出席のもと交換会が開催され、谷垣法務大臣には大臣就任のご挨拶を述べるとともに、土地家屋調査士制度についてお話を申し上げた。また、関係機関の出席者との交友を深めた。

8日

公益社団法人 商事法務研究会 新年賀詞交歓会

関根副会長同席

9日

第11回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成24年度第6回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

社団法人 日本測量協会 平成25年新年賀詞交歓会
関根副会長同席

9日～10日

第6回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席

<審議事項>

- 1 東北地方太平洋沖地震災害復興支援対策に関する規則の一部改正(案)について
- 2 公共嘱託登記関連業務に関する履行状況調査の調査費用の拠出について

<協議事項>

- 1 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式の一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 5 平成25年新年賀詞交歓会の運営等について
- 6 平成24年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 7 連合会会則第72条第1項に定める会費納入免除の可否について
- 8 個人情報漏えいに対応する保険の導入について
- 9 団体定期保険の今後の対応について
- 10 執務規程・調測要領の改定について
- 11 コンプライアンス・プログラム改訂版最終案について
- 12 ADR認定土地家屋調査士研修の支援について
- 13 第9回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 14 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について
- 15 登記所備付地図作成作業に係る積算基準について
- 16 FIG Working Week 2013 (アブジャ (ナイジェリア)大会)の対応について
- 17 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

10日

年始あいさつ回り

各副会長、専務理事、総務部長同席

法務省、国土交通省、日本弁護士連合会、東京法務局等年始のご挨拶に伺った。

15日

第12回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成24年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する各ブロック協議会における説明会の開催について

15日～16日

第4回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

<審議事項>

- 1 連合会役員選任規則第2条の規定に基づく選任する役員の数について
- 2 東北地方太平洋沖地震災害復興支援対策に関する規則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式の一部改正(案)について
- 4 コンプライアンス・プログラム改訂版最終案について
- 5 平成25年度土地家屋調査士新人研修について

<協議事項>

- 1 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 4 平成24年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 5 各種委員会委員等の報償費基準の新設(案)について
- 6 個人情報漏えいに対応する保険の導入について
- 7 団体定期保険の今後の対応について
- 8 執務規程・調測要領の改定について
- 9 登記所備付地図作成作業に係る積算基準について
- 10 土地家屋調査士会等と地方公共団体等における災害時の協定に関する情報の取りまとめについて
- 11 FIG Working Week 2013 (アブジャ (ナイジェリア)大会)の対応について
- 12 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

12月**17日**

第9回業務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士調査・測量実施要領改訂版について
- 2 コンプライアンス・プログラム改訂版について
- 3 国又は地方公共団体の所有する未登記建物の調査等について
- 4 平成25年度業務部事業計画案及び同予算案について
- 5 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について

18日

第6回業務受託環境整備PT会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人等が受託した業務に係る現地調査と情報収集について
- 2 平成25年度活動方針について

第2回研究テーマ「19条5項」会議

<協議事項>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「国土調査法第19条第5項指定の地図作成事業」について
- 2 研究員の研究の今後と会議等について

第2回研究テーマ「代理業務」会議

<協議事項>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化の研究」について
- 2 研究員の研究の今後と会議等について

19日

第7回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 国有農地測量・境界確定促進委託事業に係る対象予定地区数量算定のための歩掛見積について

19日～20日

第7回総務部会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式の一部改正(案)について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会災害・危機管理対策マニュアルの作成について

- 5 土地家屋調査士の懲戒処分に関する新たな方策(案)への対応について
- 6 平成25年新年賀詞交歓会の運営等について
- 7 平成24年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 8 土地家屋調査士会及び会員からの照会等への対応について
- 9 研修部から総務部への確認依頼の対応について
- 10 平成25年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

第5回研修部会

<協議事項>

- 1 eラーニングの拡充と運用について
- 2 ADR認定土地家屋調査士研修の支援について
- 3 CPD評価検討委員会について
- 4 研修ライブラリの活用について
- 5 第9回土地家屋調査士特別研修について
- 6 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 7 新人研修、特別研修、ADR認定土地家屋調査士研修の連携について
- 8 日本司法書士会連合会との意見交換会について

20日

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第8回土地家屋調査士特別研修の運営について
- 2 第9回土地家屋調査士特別研修について
- 3 今後の委員会日程について

21日

第3回研究テーマ「道路内民有地」会議

<協議事項>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「道路内民有地の取り扱いに関する法整備に向けての基礎研究」について
- 2 研究員の研究の今後と会議等について

第3回研究テーマ「試験制度」会議

<協議事項>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「土地家屋調査士試験のあり方と資格制度の研究」について
- 2 研究員の研究の今後と会議等について

26日

第10回正副会長会議

- 1 第1回全国会長会議分科会での意見に対する対応状況について
- 2 平成24年度事業計画執行状況の確認及び今後の事業執行について
- 3 平成25年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 5 土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化に関するPTの設置等について
- 6 土地家屋調査士特別研修の運営等について
- 7 「土地家屋調査士が保有する業務の情報公開」に関するブロック協議会担当者説明会について

1月

9日

第11回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第6回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

9日～10日

第6回常任理事会

<審議事項>

- 1 東北地方太平洋沖地震災害復興支援対策に関する規則の一部改正(案)について
- 2 公共嘱託登記関連業務に関する履行状況調査の調査費用の拠出について

<協議事項>

- 1 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式の一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 5 平成25年新年賀詞交歓会の運営等について
- 6 平成24年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 7 連合会会則第72条第1項に定める会費納入免除の可否について
- 8 個人情報漏洩に対応する保険の導入について
- 9 団体定期保険の今後の対応について
- 10 執務規程・調測要領の改定について
- 11 コンプライアンス・プログラム改訂版最終案について
- 12 ADR認定土地家屋調査士研修の支援について
- 13 第9回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 14 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓

発活動について

- 15 登記所備付地図作成作業に係る積算基準について
- 16 FIG Working Week 2013 (アブジャ(ナイジェリア)大会)の対応について
- 17 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

15日

第12回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する各ブロック協議会における説明会の開催について

15日～16日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 連合会役員選任規則第2条の規定に基づく選任する役員の数について
- 2 東北地方太平洋沖地震災害復興支援対策に関する規則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式の一部改正(案)について
- 4 コンプライアンス・プログラム改訂版最終案について
- 5 平成25年度土地家屋調査士新人研修について

<協議事項>

- 1 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 4 平成24年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 5 各種委員会委員等の報償費基準の新設(案)について
- 6 個人情報漏洩に対応する保険の導入について
- 7 団体定期保険の今後の対応について
- 8 執務規程・調測要領の改定について
- 9 登記所備付地図作成作業に係る積算基準について
- 10 土地家屋調査士会等と地方公共団体等における災害時の協定に関する情報の取りまとめについて
- 11 FIG Working Week 2013 (アブジャ(ナイジェリア)大会)の対応について
- 12 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

佐賀会

「森鷗外が作ったと言う『情報』」

佐賀支部 篠原 司



『さが』第51号

日本語に、“情報”という言葉があります。この言葉、実は森鷗外が作った言葉だったらしいのですが、皆さん知っていましたか？。

ある機関誌にこう書いてありました。『鷗外は、「伝達」というドイツ語を翻訳するとき、単に訳したのでは、伝え手の心が伝わらない。しかし、漢語にも和語にもそれに相応しい文字がなかったため、悩んだ末に“情(こころ)”を報せる、つまり“情報”という言葉を考え出したのだそうです。人間の心の詰まったお知らせだから“情報”と言うわけですね。

翻って今の世を考えた時、その意味さえ知らずに使っている情報は、無機質なコンピューターから伝えられることが多くなってきました。この頃では、電話よりもメールで“ポイッ”って送ることも普通になってきています。人の心を読みながら話す必要性がなく、時間の制限もないため、その気楽さからメールを、ってことになってきたのでしょう。

メールは文字のみで情報を伝える手段ですから、書いているときは色々と気を遣っているものです。が、返送されてくる返信メールに自分の文章が残っている折りに読み返してみると、青ざめてし

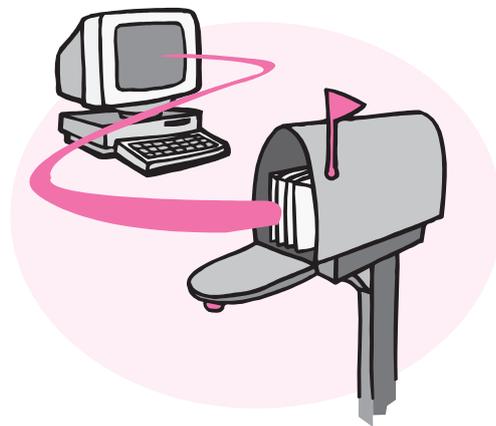
まうことが稀有にあります。ここまで書くか、と言うくらい丁寧な表現を選んだつもりが、使った文字を裏側から覗いてみると思いとは違った意味に取られてもおかしくない言い回しになっている。

果たして手書きの時代に、そこまで気を回す必要があったのだろうか。人の手で一字一句を頭で考えながら構成して、そして紙の上に認めていた時代は、読み手も書き手の心を感じつつ読んでいることが多かったから、メールの文字のようにその裏を詮索することはしていなかっただろうし、そんなことを考えることもなかったと思

ます。まさに“情(こころ)”のお報せだったのでしょうか。

ネット社会が醸成され、情報が氾濫する今日、果たしてそこから送られてくる情報に、鷗外が訳した“情”は送られてきているのだろうか。甚だ疑問を感じます。

“情”のお報せ、それを今も情報と読むなら、また、ネット社会から送られる情報を“情”のお報せ、そう捉えるなら、その中に心を如何に込められるか、そのことを考えなければならぬ時代に突入した、そう思う今日この頃であります。



「近所探索」

伊万里支部 藤田 寿一

ある日曜日の朝、ふと目が覚め時計を見上げるとA.M.7:00。ボーっとしながら今日はどんな予定があったか思い返しても、昼までは何ら予定もない。目が冴え2度寝する気にもならなかったので一先ず車に乗って外出。

何をしようか考えた末、ドライブがてらに自宅近所の三角点を探訪してみる事にしました。

前に使用したことのある三角点やその存在を知りながら見に行った事すらない三角点。さまざまですが今現地はドンナ状況なのだろうか？

自宅の近所には思い浮かぶ点が3～4点ほどあり、先ずは近場からと車を走らせる事5分。確かこの辺にあったよ～なんて思いながら足元を見回してみると『あった！！』確かに大理石のでっかい杭が。ただ…残念な事に杭の上空は5～6mはありそうなハジノ木が覆いかぶさるように成育し、基準点周囲の視野は120度程しか取れていない状況でした。



三角点名称 矢杖



遠景写真

ボランティアで伐採なんかしていたら日が暮れそうな勢いだったのでソナナ状況に目を瞑って次の三角点へ出発。

さて次の点はどうかだろうか。

一点目の状況を目の当たりにしていただけに、期待せず地図を片手に探す事約10分。意外とすんなり発見出来ました。その状況はと言うと、三角点の位置までアスファルト舗装がなされ、草木も生えておらず基準点周囲の視界も360度全域見渡せる程に良好。…ただし、この点にも残念な結果が。

よく見ると大理石の上部が一部欠け、心なしか傾いているような気が…。

周りが田や畑の農地だからトラクターでもぶつかったのかな。

亡失していなかっただけマシと思うべきなのでしょうか？



三角点名称 立部



遠景写真

気を取り直して次へ出発。ここまでの三角点は車でスグ近くまで行く事が出来ましたが、次

の点は地図を見た瞬間そうはいかなさそうな状況で、私の住む有田町に過去存在した唐船城という城の跡地に位置し、標高は低いのですが急傾斜地の頂上付近。

誰一人いない静かな城跡地の山の中を蜘蛛の巣を掻き分けながらに探索するのは何か物騒で怖いものがありましたが、30分程で一先ず頂上に到着しました。少し休憩を挟んで、いざ三角点探し。

『ない！ない！ない！』右を見ても左を見ても木！木！木！

構造物等もなく辺長なんて当たる場所すらない。探し始めて約1時間30分諦めかけた頃、遂に発見。しかし、三角点の周辺は雑木だらけで管理されておらず、上空並びに360度視通不可。



三角点名称 城山



遠景写真

身近に位置する基準点でも管理を忘れると、荒れ放題になっているその状況に驚かされ、何か打開策はないものかと考えながらの下山となりました。

予告

地籍問題研究会第6回定例研究会及び 平成25年度通常総会

日	時	平成25年3月9日(土)
	通常総会	13:00 - 13:55
	定例研究会	14:00 - 17:30
開催場所	明海大学 (千葉県浦安市)	
メインテーマ	「地籍と教育」	

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年12月3日付

東京 7762 森 隆	東京 7763 永倉 洋平
茨城 1428 齋藤 清人	静岡 1737 市川 大二
大阪 3173 益岡 亮治	大阪 3174 和田 浩文
兵庫 2408 阪田 弘毅	愛知 2815 外山 明
福岡 2211 大藪 友一	

平成24年12月10日付

神奈川2941 山口 政之	神奈川 2942 荻原 慎吾
神奈川2943 大久保俊生	大阪 3175 三嶋 智治
愛知 2816 谷川 博紀	岡山 1360 磯崎 淳子
福岡 2212 坂本 充則	

平成24年12月20日付

神奈川2944 菅藤 裕子	神奈川 2945 永田 翔
神奈川2946 片山 稔	神奈川 2947 細野雄太郎
埼玉 2521 高橋 賢治	群馬 1010 小林 泰介
群馬 1011 横田 拓	群馬 1012 松本 正史
静岡 1738 野上 創	山梨 390 焼尾 賢一
長野 2572 田中 豊	長野 2573 小山 智生
愛知 2817 倉地慎一郎	愛知 2818 伊藤紘一郎
広島 1839 山本 賢治	広島 1840 武部 清史
山口 949 高嶋 雄一	岡山 1361 坂田 弘美
福岡 2213 島添 謙二	長崎 778 森川 義久
旭川 295 山田 篤	釧路 341 渡部 尚博
徳島 494 埴淵 素史	

登録取消し者は次のとおりです。

平成24年 4月21日付 徳島 456 古川 泰男
 平成24年10月 5日付 東京 4774 酒井 智雄
 平成24年10月 9日付 千葉 2046 山口 篤
 平成24年11月 3日付 香川 163 松井 信義
 平成24年11月 4日付 神奈川 2251 池亀 昭
 平成24年11月 8日付 高知 556 川崎 順一
 平成24年11月10日付 岡山 974 荒木 忠興
 平成24年12月 3日付
 東京 7356 阿部賢一郎 東京 7493 武井 美穂
 神奈川 336 田辺 富一 大阪 1154 桐山 忠士
 大阪 3051 島田 淳二 兵庫 1706 吉田 隆一
 兵庫 2029 松前 直也 秋田 901 石井 孫一

平成24年12月 6日付
 東京 3122 三瓶 克 東京 4183 吉沼 清
 東京 4354 玄場 稔 東京 5069 大岩 寛
 東京 6596 神田 宏 東京 6846 東山 昌樹
 東京 6923 松井 実 東京 7473 成田 浩之
 東京 7540 千葉 正義 東京 7569 早津 雅浩
 神奈川 245 菅沼 重男 神奈川 2058 孝野 雅治
 神奈川 2558 大竹 剛裕 神奈川 2859 堀川 努
 埼玉 558 新井 芳一 埼玉 2160 谷瀬 恭光
 千葉 1236 神田 明 千葉 1526 矢口 功
 千葉 1867 三上 知孝 栃木 829 柴 光夫
 群馬 885 中島 晃 長野 2274 宮嶋 國雄
 大阪 1068 北松 良明 大阪 2169 江澤 信房
 大阪 2214 出口 芳浩 大阪 2453 高田 大助
 大阪 2491 野平 誠 大阪 2974 安藤 新五
 京都 734 中野 亘 兵庫 1178 竹本 英一
 兵庫 1488 谷川 昌之 奈良 209 塚本 泰生
 滋賀 185 田中 純一 愛知 366 塚本秀三郎
 愛知 854 柘植 眞澄 愛知 935 田中 美明
 愛知 1591 村本 毅生 愛知 1634 伊藤 豊海
 広島 1505 吉賀 巧 山口 884 益田 敏夫
 福岡 1658 川上 英二 熊本 958 河原 清泉
 福島 1065 沢田 一也 秋田 800 伊藤 健信
 札幌 1029 大木 靖行 徳島 317 菊本 喜一
 徳島 384 高木 輝雄 徳島 385 稲井 政和
 高知 156 竹内 熊男

平成24年12月10日付

東京 5687 山口 高司 神奈川 2645 高橋 論
 千葉 1854 土谷 孝利 新潟 1628 木村 豊平
 鹿児島 338 宮里 玲子 宮崎 757 川越 逸男
 愛媛 753 重松 敏廷

平成24年12月20日付

東京 5302 川嶋 忠司 神奈川 2445 中川 匡
 埼玉 547 厚沢 長三 兵庫 1931 碓 徹
 岡山 343 土 茂 鹿児島 794 田畑 繁樹

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成24年12月 3日付

東京 5947 中三川孝幸 東京 6381 関本 広文
 東京 7724 森田 将年 神奈川 2697 久徳 慎也
 千葉 2078 平野 浩司 千葉 2086 江波戸貴義
 千葉 2097 佐用 朋貴 千葉 2102 佐瀬 穂高
 長崎 766 野村 健一 熊本 1111 松本 輝義
 宮崎 749 崎村 亮太

平成24年12月10日付

埼玉 2118 水町 俊介 茨城 1408 石塚 智子
 大阪 3028 吉松 孝和 京都 832 清水 葉子
 滋賀 414 山元 克之 滋賀 416 粕淵 英明
 滋賀 422 古川 勲 福島 1441 佐々木久秋
 福島 1450 新道 竜 徳島 284 西村嘉代子

平成24年12月20日付

愛知 2209 篠崎 邦江 愛知 2480 平松 博則
 愛知 2524 近藤 誠 愛知 2587 臼井 芳隆
 愛知 2589 今井 克博 愛知 2590 那須真一郎
 愛知 2627 岡田 厚子 愛知 2639 山口 義人
 愛知 2640 山田 政詳 愛知 2672 木下 貴雄
 愛知 2732 石澤 孝明 愛知 2743 戸塚 淳仁
 愛知 2750 児玉 真二 愛知 2758 篠崎 優里
 愛知 2782 鈴木 良剛 島根 480 曾田 克之
 福島 1456 保坂 道賢 徳島 460 佐藤 進
 徳島 484 出葉 稔

平成25年 新春対談 (2)

於：日調連音羽会館

海野敦郎 土地家屋調査士国民年金基金 理事長
西本孔昭 土地家屋調査士国民年金基金 参与(前理事長)

次の世代に

海野：先日、薬剤師年金基金の役員の方からお話をうかがう機会がありました。設立は私たちと同じ平成3年なのですが、そのころは個人の薬局がほしい50～60%あったそうです。それが今は10%くらいしかないとのこと。チェーン店が多くなって、必然的に国民年金ではなくなる方が多いとのこと。

西本：土地家屋調査士も法人化する方が多くなってきているけど、解散するときの苦労を知らないね。

海野：今いくつか解散する法人がありますけど、大変な様子です。ただ、若い方々には法人組織は魅力があるように映りますね。

最近土地家屋調査士も受験者数も減って、土地家屋調査士になる方も減ってしまいました。さらに、せっかく土地家屋調査士になった人もすぐ辞めてしまいます。そんな彼らの話を聞くと、土地

家屋調査士になる前も、なった後も、測定の器械を一回も見ることがないという人がいるのです。それで本当に「土地家屋調査士」なのかという疑問がありますけど、それが実態です。私たちの喫緊の課題として、そういう人たちをまともに育てないといけないという使命が単位会にも、ベテランの土地家屋調査士にもあると思うのです。そのため、今の制度でいいのか疑問があります。やはりこれからは土地家屋調査士を雇える制度になってもいいのではないかなと思うのですね。

西本：連携ですね。土地家屋調査士が土地家屋調査士を雇用できなくなったのは国の指導であって、それがいつまでも年配者の頭の中にある。これまで私のところでは何人も補助者を独立させてきましたが、独立させても器械をみんなそろえて万全の態勢にして独立するのは大変なんですよ。

海野：それは私の開業時代も同じです。独立するときに足りないものは、今まで勤めていた先生のと



ころで空いてる時に借りるような努力をしました。

西本：同期の人たちでも連携しあうとか、測量が得意な者がいっぱいいるわけですから、そういう意味で会が、組織としてのうま味を發揮できないものでしょうかね。

海野：今はブロックの新人研修、そこが横のつながりの場で、そこで新人同士がお互いに情報交換なり、勉強なり、機材、人の貸し借りとか、融通するきっかけとなっているようです。それを先輩たちにつなげるかという点で出来ないようです。

西本：私が新人研修に行っていた頃にいつもお話したことがあります。それは「法務局に事件の相談に行くな」ということ。そのようなことは仲間か、必ず地域の先輩に聞きなさい。一度法務局に相談して、この程度の知識だと思われたら、当分はそのイメージを払拭できないということです。まだこの程度しか勉強してないのかと、役人は簡単に思う。だから、その同期とか地域の先輩に相談した方が良いでしょう。その場合「このケースではこう処理しようと思う」などと、自分なりの考えをもって相談する必要がある。白紙で「どうしたらいいでしょうか」などと「トロイ事」は、言うのじゃないぞと。

海野：いまだにそれは多いですよ。自らの考えを持たずに「どうしたらいいでしょうか？」と。

西本：相談するときは最低限「こういう考えとこういう考えがあって踏み切れない」とか、「こうとるとこんな心配があるけどどうしたらいいでしょうか？」という相談をしるよって言うのですが、相談する方もかなり勉強しないとそんな相談できませんよね。それでも絶対に法務局に相談は行くなよって言うのです。

海野：今の若い人たちに望むことは、横のつながり、縦のつながりを十分利用してもらいたいです。仕事だけでなく、国民年金基金の情報もそこから得ていただければ、より理解が進んで、もっと入りやすくなるでしょう。そのようなつながりのある席で国民年金基金を是非話題に取り上げてもらえると嬉しいですね。

西本：私が仕事を始めた昭和38年、39年という点、先輩たちはそんな経験のないものが開業してもできるわけない。「今に潰れるわ」というぐらいの冷

やかな気持ちだったと思います。だから今の人たちの方がよほど面倒をみてもらい、うらやましいくらい環境は整っている。

海野：とくに公嘱協会ができた頃、協会はそういう役割を果たしてきたようですね。

西本：それと新人の時は仕事には波があって、ある時は2つ3つもくるのに、無いときは1か月まるまる何も無いということがあるわけです。そうすると、その時にできることは何だろうと考える。勉強もそうだし、顧客に渡す登記済証の表紙を自分で作るとかね。自分なりの工夫とは忙しくなってくるとできないものです。忙しくなってくると事件簿をつけるのも億劫なぐらいになってきますよね。(笑)

それから初心を忘れずに仕事をすべきだと思うのです。実は土地家屋調査士の実務に詳しい資産家がおりまして、資産家ですから土地の境界立ち会いがしばしばある。その方のお話では、境界立ち会いで土地家屋調査士本人が来ることは滅多にない。本当に土地家屋調査士自身で立ち会いしている人は意外と少ないのではないのでしょうか。

海野：先ほど土地家屋調査士法人が増えているとお話がありました。若い人たちには「寄らば大樹の陰」ではありませんが、そのような独立自営という気概を欠く人が増えているのかもしれない。良い意味での野心ですね。土地家屋調査士もサラリーマン化していくと職能としてのプライドは失ってしまいます。

西本：法人化が許されてから、年月がそれ程経っていないので、多分まだ大丈夫だとは思いますが、もうちょっとしたら危なくなるのではないかなと思いますね。法人に組み込まれる人は、得意な分野をやっていれば良いということにならないか。たとえばマンション登記はマンション登記だけやっているとか、測量は測量だけやっているとか、公嘱は公嘱だけやっているとか。そんなことやって、他のことがお留守になると本当の意味で土地家屋調査士としてのコンサル能力が落ちるよね。

海野：司法書士では債権回収・少額訴訟に特化する人などがおり、分業化が進んでいるようです。そのような他の資格者の影響もあるのでしょうか。とくに若い司法書士は登記の仕事が少ないのでそち

ら方面に特化せざるを得なくなっているようです。

西本：それから、私たちの仕事は貰う仕事ではなくて、頼みに来てもらうという、そういう仕事だということをアピールする必要もある。今から20年ぐらい前に、ある賑やかにやっている大手の不動産屋の専務から電話がかかってきて「社長がお世話になっております。実はこれこれの物件で、近くの〇〇区の〇〇先生だったら25万円にしてくれるということですが、先生は顔なじみで安くしてくれますか？」って言うから、「なにその人の25万円はおれのとこの30万円か35万円だな」って言ったことがある。「だって、あの人は豊かだろ。農家なんかやってるし、調査士なんか片手間。俺は専業だぜ」って言ってやったことがある。(笑) まあ、最初から触手も出さずにね。やっぱりプライドがないとサムライでいられなくなると思うよ。

また、調査士同士で仲良くするのも大事だけど、やはりPTAの会合に出るとか、町内会の役員やるとか、地域に根を張る努力も必要ですね。

加入の促進に向けて

海野：今、私の立場は単位会の会長であり、関東ブロック協議会の会長であり、年金基金理事長でもあります。そこで、それぞれの役職を最大限に利用して年金基金の加入者を増やすことを考えています。具体的には、各単位会の事務局そのものが年金基金に対して十分な知識と理解がないのではないかと思い、昨年11月に関東ブロックの事務局会同を開催し、席上、基金事務局職員が直接年金基金の説明をしました。単位会事務局で加入のきっかけさえ作ってもらえば、後は基金事務局で十分にフォローできること。インセンティブとしての加入勧奨協力費の件。年金基金連合会のホームページで将来受け取る年金のシミュレーションができることなど、ご理解をいただいたと思っています。

西本：各単位会の事務局をみていますとかなりの仕事量があり、正直に言って新しいことはあまり勉強したくないのではないかな。先年、札幌に行きましたとき、札幌の事務局と話す機会がありまし

た。そこでは、ざっくばらんに何でも基金の事務局に聞いてくださいと言ったのです。専門的な組織ですが、どんな話でもできるアットホームな感じの組織ですから聞いてくださいと。ガードを取っ払うことだけはしましたけど、そういうことはやはり是非必要ですね。いろんなことを覚えてもらうのは事務局によってはとても難しい。一人二人しかいない会も多いからね。

海野：土地家屋調査士には「斯く斯く然々の理由で年金基金があるのだよ」とお話ししてもらって良いです。詳しいことは年金基金事務局に連絡すれば丁寧に教えますということ伝えてくれればさらに良いです。どうしてもその後は専門的になりますから、そこまで単位会の事務局に説明しろというのは無理ですから。

西本：それと基金は基金として、各地域代表の理事さん、代議員さんの取り組む姿勢が少しずつ変わってきている。実際、それは増口の口数増加などに反映しているようです。事務局がギクシャクしていたり、役員会がとげとげしかったらそうはいかないと思うのです。

海野：今の役員さんは、自分たちのできる限りのことはやろうと前向きに動いてくれています。それとお互いに情報交換して、だいたい風通しの良い組織となってきたと思います。

いずれにしても、土地家屋調査士の基本は個人としての職能です。個人であれば土地家屋調査士国民年金基金に加入できる。そうすると、この年金基金加入員の増加こそが、まさしく土地家屋調査士界の隆盛のバロメーターともなるわけです。今年も各単位会の事務局のみならず、各単位会の役員にもご協力とご理解をいただき、さらなる加入促進に邁進していきたいと思っています。西本先生にもご協力をよろしく願いいたします。本日はお忙しいところ、長時間にわたりお付き合いいただき誠にありがとうございました。

西本：私も基金の参与として、機会あるごとに年金基金の宣伝をしています。今年がこの基金について、私たちの将来構想として見直される年になり、加入者の方々の飛躍の年となることを願っています。ありがとうございました。

(おわり)



一陽来復

水上陽三

堰湛へをり水分みくまりの神迎
何となく遊び心の湧く柚子湯
人間ドッグ出て雑踏へ降誕祭
冬ごもり趣味三昧にて候
わが膩しむる孫の手冬籠
ニット帽北風耳を素通りす
年寄に世はやさしくて濡れマスク
初湯して恬淡たらむ志
鍋奉行買つて出たにはあらねども
寒の富士威を損はず高曇

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

山眠る殊に深寝の右脳かな
木の虚うつらに少し恥らふ冬木立
抗ふも時にはありぬ浮寝鳥
冬ざれや瞬時にできる年計表
除夜の鐘終の一打は明日へ撞く
神木の眠れぬ夜や除夜篝
冬萌や近くて遠き志士の郷
東司にも六つの花入る禪の寺
泥寧の轍に消ゆる六つの花

東京 黒沢利久

高年の決意をあらた初暦
二日の陽財政の崖回避さる
この町に四十年住み年新た

町の湯の十四五人の四日かな
誰も居ぬ冬日の町の野球場
冬の雨「越の寒梅」提げてくる
退会の届けポストへ十二月

茨城 島田 操

頂きに旭耀ふ初筑波
来年につなぐ八十路の初日記
励ましの賀状を交し共に老ゆ
蔵の主めく顔をして嫁が君
初夢の亡父ちちは健在なりしかな
隠居所は孫の遊び場歌留多取り
手袋の手にて神鈴引きてをり

埼玉 井上晃一

落葉焚き馴染みの顔も加われり
雲去れば椅子持出して日向ぼこ
着脹れて井戸端ならぬごみ置場

今月の作品から

水上陽三

神木の眠れぬ夜や除夜篝

清水正明

一読鎮守の社などの情景が浮かぶ。最近
は焚き火も自由にできない時世であるが、
除夜ともなれば天下御免で、初詣での参詣
人が篝火を囲みながら行く年来る年を神前
で待ちわびる。いつもは静まり返り御神木
も深い眠りに落ちるのであるが、大きな篝
火が焚かれ多くの人が集まっつての騒音の中

では到底眠りに落ちることなど思いも寄ら
ない一夜なのである。

黒沢利久

冬の雨「越の寒梅」提げてくる

越の寒梅は、越後の銘酒三梅の一つであ
る。最近は大分高価の銘酒であるから、そ
れを提げてやって来る人とはそもそもどの
様な人であろうかと考えさせられる。こう
した想像をさせるのも俳句の楽しい一面で
ある。作者は職業人であるので、かなり難
しい仕事を手際良く処理してくれた御礼を
兼ね、折から入手した銘酒を提げて、一緒
に一杯やろうと訪れてきた依頼人であるう
と勝手に想像してみた。しかし掲出句と同
時発表の一句に、退会の届けを投函した句
があったので、いささか心配になっている。

島田 操

隠居所は孫の遊び場歌留多取り

好好爺然たる一句である。内孫のいる家
庭の賑やかさが想像できて微笑ましい。

【平成25年度】測量機器総合保険(動産総合保険)の中途加入のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店：有限会社 桐栄サービス／引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について業務使用中、携行中、保管中等の偶発的な事故による損害に対し、保険金をお支払いします。

例えば、①測量中誤って測量機器を倒し壊れた。

②保管中の測量機器が火災にあい焼失した。

③測量機器を事務所、自宅等に保管中盗難にあった。 等

＜この保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会が保険契約者となる団体契約です＞

【平成25年度保険開始分のお引き受け条件】

◎**保険料について** → 保険金額10万円につき、年間保険料は2,650円となります。

※保険金額の算出については次ページをご参照ください。

保険料率は平成24年度と変更ございません。

(例)保険金額100万円の場合、年間保険料は26,500円

◎**縮小支払割合90%**(昨年通り)となります。

→ 損害保険金=(損害の額-免責金額)×保険金額^(注) / 保険価額(時価額) × 90%

(注)保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は、保険価額(時価額)とします。

◎**免責金額は15万円**(昨年通り)となります。

＜平成26年度以降のお引き受け条件について＞

・平成26年度以降の保険料につきましても、本総合保険制度(団体契約)の損害率(支払保険金/保険料)に応じて保険料の引き上げ・引き下げを行う運用といたします。

1. 保険の対象

会員が所有・管理する「製造No.のある測量機器」(下記①～③のみ)

①測量機器本体(従来方式のトータルステーション、トランシットに限ります。)

②プリズム(製造番号がないものはお引き受けできません。)

③整準台(測量機器本体と合わせて申し込む場合のみ)

※製造No.のない機器及び三脚は保険の対象になりません。

※データコレクター、ポケコンは保険の対象になりません。

※GPS方式の測量機器については、保険の対象となりませんので、個別に桐栄サービスまでお問い合わせください。

2. 保険金額の設定方法

保険金額は保険価額(時価額)を基準として設定します。

(千円位を四捨五入し万円単位とする。)

＜**保険価額(時価額)の算出方法**＞**保険価額(時価額) = 購入時の定価 × 償却率係数**

※購入時の定価、購入年については購入当時の資料(領収書・明細・カタログ等)をご確認の上、正確に設定ください。

正確な設定がない場合、事故発生時に損害の額を全額お支払いすることができなかつたり、お客さまにとって保険料の無駄なお支払いとなることがありますのでご注意ください。

＜**償却率係数**＞

購入年(平成)	24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年	17年以前
係数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

※平成25年4月以降に購入された場合は下記係数をご使用ください。

購入年(平成)	25年	24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年以前
係数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

3. 年間保険料

$$\frac{\text{保険金額(上記保険価額で設定ください)}}{10\text{万円}} \times 2,650\text{円} = \text{年間保険料} \quad (\text{1円位を四捨五入し10円単位とします。})$$

(ご加入例)

1. 保険の対象とする機器の製造番号を確認ください。(製造番号のないものは対象となりません。)
(例) 測量機器本体(製造番号 23046)・平成20年購入・購入時の定価 105万円
2. 保険対象機器の購入価額、購入年をご確認の上、保険価額(時価額)を計算してください。

保険の対象機器	購入時の定価(A)	購入年(平成)	償却率係数(B)	保険価額(A)×(B)
測量機器本体	105万円	20年	0.6	63万円

(例) $\frac{63\text{万円(保険金額}\cdots\text{保険価額通り設定の場合)}}{10\text{万円}} \times 2,650\text{円} = 16,700\text{円}$

$$16,700\text{円} \times \frac{11\text{か月}}{12\text{か月}} = 15,310\text{円(お支払いいただく保険料)}$$

4. お支払いする保険金等の額

$$\left[\frac{\text{損害の額} - \text{免責金額}}{\text{時価額}} \times \frac{\text{保険金額(注)}}{\text{保険価額(時価額)}} \right] \times \text{縮小支払割合} = \text{損害保険金}$$

90%

※免責金額＝15万円。免責金額は、全損(推定全損を含みます。)および火災、落雷、破裂・爆発以外の事故により発生した損害について適用されます。1個の保険金額が付せられている保険の対象ごとに1回の事故によって生じた損害の額が15万円を超える場合に限り、その超過額に対して、損害保険金をお支払します。

※お支払いする損害保険金の額は、保険金額が限度です。ただし、保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は保険価額(時価額)が限度となります。

※修理内容・修理金額によっては、それが保険金額の範囲内であってもそれをここでいう『損害の額』とすることができない場合があります。すなわち、その修理によって、その後その物件の耐用年数が延びる等の価値の増加が見られる場合はその分を控除したものを『損害の額』として算出することになります。

(注) 保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は、保険価額(時価額)とします。

5. 保険金をお支払いする主な場合

	保険金等をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
損害保険金	<p>● 保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱い上の不注意等の偶然な事故によって生じた損害がお支払いの対象となります。</p> <p>(注) 別途定める免責事由に該当する事故を除きます(「保険金等をお支払いしない主な場合」をご参照ください。)</p> <p>例えば、次のような損害が対象となります。</p> <p>① 火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害</p> <p>② 風災、雹(ひょう)災、雪災によって生じた損害</p> <p>③ 盗難による損害</p> <p>④ 航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害</p> <p>⑤ 衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害</p> <p>⑥ 水濡れによって生じた損害(雨、雪もしくは雹(ひょう)の吹込みや雨漏り等による場合を除きます。)</p> <p>⑦ 上記①～⑥以外の不測かつ突発的な事故(破損、汚損等)によって生じた損害等</p>	<p>● 損害保険金 上記4. 「お支払する保険金等」をご参照ください。</p>
費用保険金	<p>● 残存物取片づけ費用保険金 損害保険金を支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合</p> <p>● 修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用がある場合(代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)</p>	<p>● 残存物取片づけ費用保険金 実費(損害保険金の10%限度)をお支払いします。</p> <p>● 修理付帯費用保険金 1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。</p>
損害防止費用	<p>● 損害防止費用 損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合</p>	<p>● 損害防止費用 損害保険金とあわせて保険金額を限度にお支払いします。</p>

6. 保険金等をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険料をお払込みいただく前に生じた事故
- 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方(その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。
- 風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹込みや雨漏り等による損害。ただし、保険の対象を保管する建物またはその開口部が風災(台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。)、雹(ひょう)災または雪災(豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。)または不測かつ突発的な事故によって直接破損した結果、保険の対象が損害を受けた場合は保険金をお支払いします。
- 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金をお支払いします。
- 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害の場合は、保険金をお支払いします。
- 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
- 紛失または置き忘れによって生じた損害
- 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的 accident によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。)または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾(じょう)、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。
- 真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害
- かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等、保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷。ただし、これらの損害が、これら以外の損害と同時に発生したときは、保険金をお支払いします。
- 万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
- 検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。
- 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- 保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
- 美術品等の格落ち(保険の対象の価値の低下)によって生じた損害
- 保険の対象である楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化に

よって生じた損害

- 自力救済行為等によって生じた損害
- 1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみが生じた損害
- 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- 脱毛による損害
- 保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみが生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金をお支払いします。
- 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損傷等または、同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発に起因し、1時間以上の機能の停止があった場合に生じた損害に限りお支払いの対象になります。
- 保険の対象が水中もしくは地中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- 保険の対象が宝石・貴金属である場合には、営業時間外において金庫外に保管中の保険の対象に生じた盗難による損害
- 消耗品に単独に生じた損害
- 修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- 保険の対象が登録等(道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長(東京都特別区は都知事とします。)交付の標識をいいます。)を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害
- 保険の対象が自動販売機等(精算機、両替機等現金受入機器を含みます。以下同様とします。)またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害
 - ①保険の対象が自動販売機等の場合
 - ア. 汚れ、へこみ、すり傷、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって自動販売機等の機能に支障をきたさない損害
 - イ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ウ. 貨紙幣づまり等の故障
 - ②保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合
 - ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害
 - イ. 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合は除きます。
 - ウ. 勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金等をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

7. ご加入の方法

(1)申込先：有限会社桐栄サービス

(申込書類は桐栄サービスまでご請求ください。)

(2)申込締切：平成25年4月19日(金)

(3)保険期間：平成25年5月1日午後4時から平成26年4月1日午後4時まで

※4月1日が保険始期の募集につきましては締め切らせていただいております。

※5月1日が保険始期となりますので、ご注意ください。

※申込締切日以降のご加入については、毎月20日締切、保険期間は、翌月1日から平成26年4月1日午後4時までのご加入となります。

(4)保険料のお支払方法：現金書留封筒に申込書・計算シートを同封の上、桐栄サービスにご送付ください。

※保険料の払込方法はその全額を払い込む一時払となります。

※詳しくは桐栄サービスまでお問い合わせください。

8. その他ご加入の際の注意点

- この保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会が保険契約者となる団体契約です。
- この保険（動産総合保険）の被保険者（保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等）は、日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員に限ります。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約（特約書・覚書等を含みます。以下同様とします。）によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。（被保険者には約款は配布しておりませんので、約款・特約が必要な場合は、お手数ですが、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。）
- ご加入いただいた後にお届けいたします加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。
- 事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続きにつきましては、引受保険会社から詳しくご案内いたします。なお、事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 保険金額の設定につきましては、次の点にご確認ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の保険金額欄、普通保険約款・特約にてご確認ください。
 - 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は保険の対象の保険価額（時価額）^(注) いっぱいに設定してください。
 - 保険金額が保険価額に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなる場合があります。
 - (注) 保険価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額（時価額）であって、再調達価額（損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。保険価額は、保険金額の設定、損害の額の算出の基準となり、保険金も時価額を基準にお支払いします。
- 事故が起こったときの引受保険会社へのご連絡等
事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ① 損害の発生および拡大の防止（消防車、救急車は119番）
- ② 盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
- ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。
- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか各特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※ ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
(3) 保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
① 保険の対象の価額を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、取得時の領収証、棚卸台帳・仕入伝票、現金出納帳・売上伝票、図面・仕様書
② 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収証、損害明細書
(4) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
①保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票
②保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本
③損害が生じた物の所有者(所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。)を確認する書類	固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入出庫伝票
④質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書/証
⑤引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
⑥他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注1)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注2)。

(注1) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注2) 必要な事項の確認を行うために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会、専門機関による鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された災害の被災地域における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

●保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

日本土地家屋調査士会連合会共済会

<取扱代理店> 有限会社桐栄サービス(担当:三神)

東京都千代田区三崎町1丁目2-10 土地家屋調査士会館6F TEL 03(5282)5166

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03(3259)6692

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成24年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

東北ブロック協議会

記

開催日時	平成25年2月27日(水)午後1時30分 開始 平成25年3月 1日(金)正午 終了
開催場所	岩手県盛岡市駅前通り7-15 「ホテルルイズ」 電話 019-625-2611
申込手続	受付期間 平成25年1月25日(金)～平成25年2月15日(金) 申込先 所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

編集後記

「お燗番」

私は、夏でも燗という呑み方をしていました。このごろワインをいただくようになりまして、温度による味わい方を勉強させていただいております。私は、大吟醸はきっちり冷やした方が、純米吟醸ならば常温の冷やが、本醸造酒ならば燗がよいと思っておりますが、皆さんはどのような味わい方が好みでしょうか。

考えてみますと、二級酒や一級酒という区別がなくなってからいろいろな種類の日本酒が造られるようになり、一升瓶を立ててそのまま冷やすことができる冷蔵ケースが普及して、いろいろな温度差の飲み方が可能になったと思います。

冷酒は、文字どおり冷やして飲む飲み方ですので、昔からある飲み方ではありません。氷や冷蔵庫がないと冷やされませんので当たり前のことです。夏に「冷酒あります」と書いてあると何となく誘われます。

冷やは常温で飲むものです。室内に置いていた温度で飲むので手間を省いたようにみえるのを嫌う向き

もありますが、これもまた違った美味しさがあります。

私のご近所にあるお店を紹介させていただきますが、日本酒に合う肴、肴にあう日本酒を提供してくれるお店です。小さいがしゃれた造りで、女房と二人または近所に住む姉と三人で時々寄せていただいております。

テーブルには、55℃を飛び切り燗、50℃を熱燗、45℃を上燗、40℃をぬる燗、35℃をひと肌燗、30℃を日向燗(ひなたかん)、20℃を常温・冷や、15℃を涼冷え(すずびえ)、10℃を花冷え、5℃を雪冷えと書いてある札が立ててあり、お客さんはこれを見ながらお酒を注文します。

旦那さんが調理して奥さんが「お燗番」をしております。お料理に合わせた燗をつけてくれますし、こちらでお願いした温度でも出してくれます。このお二人のこだわりをすごいなと思いますし、いろいろな酒と肴を近所で味わえることの幸せを感謝するところでもあります。

広報部次長 岩瀬正知

土地家屋調査士

発行者 会長 竹内 八十二
発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連特定認証局」）が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

日調連特定認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意願います☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

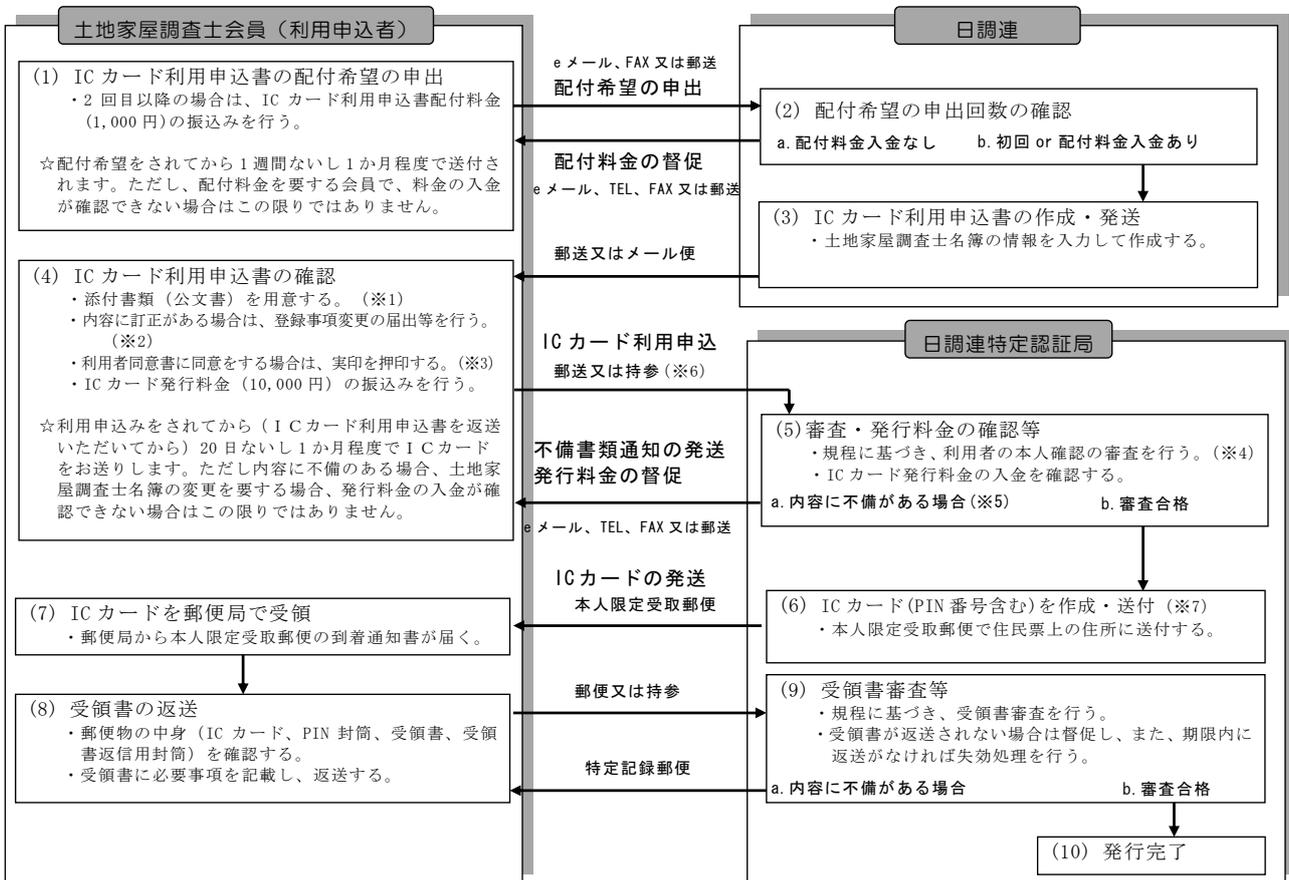
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。
特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

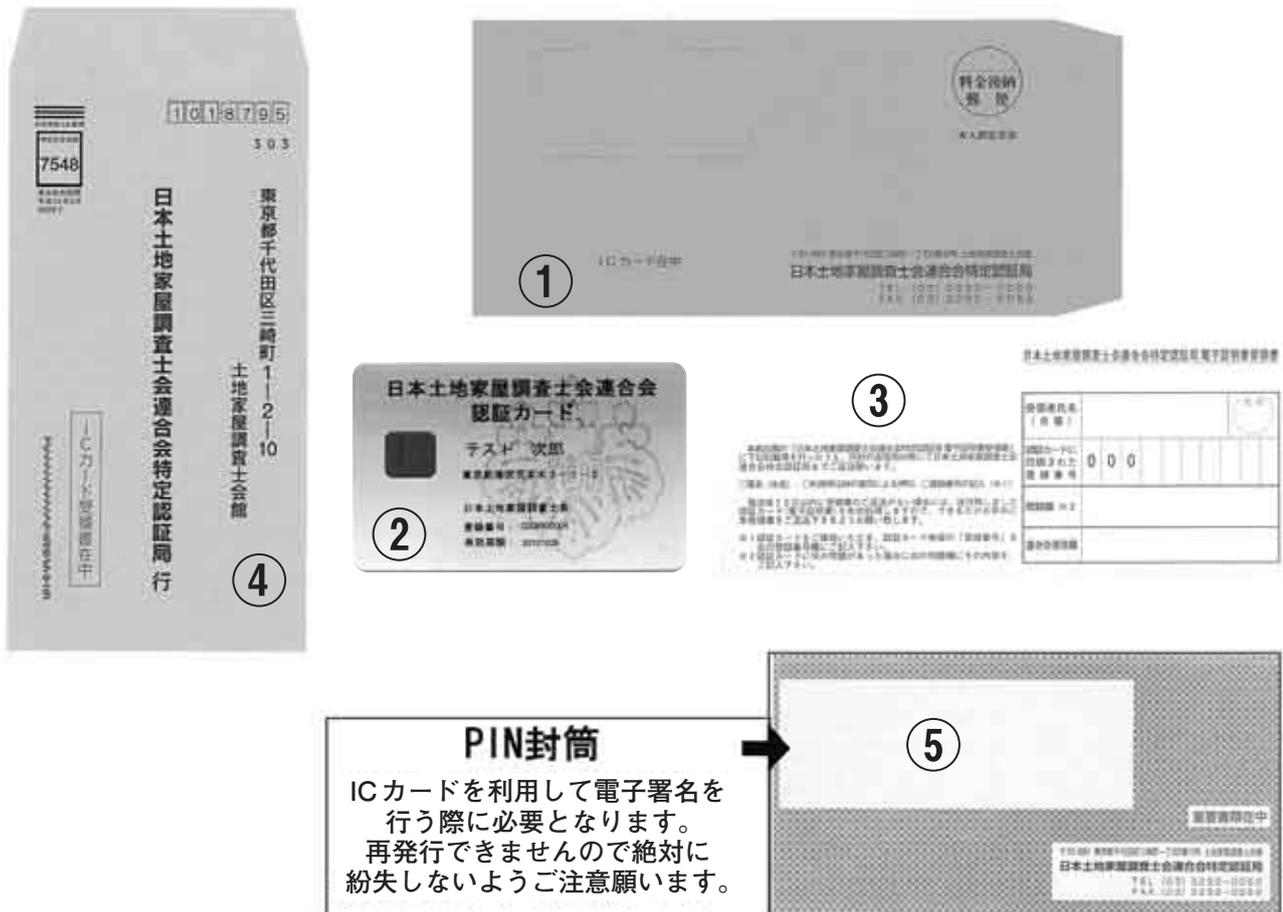
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返信用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続が必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>) を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) 及び連合会ホームページ「会員の広場」 (<http://www.chosashi.or.jp/>) から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成24年12月末日現在で累計21,816枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二

- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		